

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第109回定例会・会議録

日 時 平成24年7月4日（水） 18:30～21:30

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、池田、伊比、川口、桑原、佐藤（幸）、佐藤（正）、
高桑、高橋（武）、高橋（優）、滝沢、武本（和）、武本（昌）、
田中、徳永、中沢、前田、吉野委員
以上 19名

欠席委員 石坂、大島、佐藤（直）、三宮、竹内、渡辺委員
以上 6名

その他出席者 原子力安全・保安院
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 飯野所長 黒澤副所長
吉村保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 磯部所長
新潟県 熊倉原子力安全広報監
柏崎市 内山危機管理監 駒野防災・原子力課長 関矢係長
村山主任 野沢主任 樋口主事
刈羽村 堀総務課長補佐
東京電力（株）横村所長 長野副所長 新井副所長 嶋田副所長
西田技術担当 武田土木第二GM 熊田技術・広報担当
佐野地域共生総括GM 椎貝地域共生総括G
山本地域共生総括G
（本店）伊藤立地地域部長
姉川原子力設備管理部長
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

お疲れ様でございます。始まります前に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず最初、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第109回定例会次第」が1枚になります。それから、「委員質問・意見等」につきまして。次に、原子力安全・保安院の「前回定例会（6月6日）以降の原子力安全・保安院の動き」資料1でございます。それから、資料2「福島第一原子力発電所に関する対応状況」。それから、資料3「文部科学省発表資料」。それから、資料4「ご質問に対する回答」。次に、「原子力規制委員会設置法案の概要」。次に、新潟県の「原子力災害対策編の主な見直しポイント」。それから、同じく新潟県の資料で「前回定例会（平成24年6月6日）以降の行政の動き」。それから、平成24年7月4日資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所、「前回定例会（平成24年6月6日）以降の主な動き」。それから、7月4日付になります東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所、「第109回「地域の会」定例会資料〔前回6／6以降の動き〕」。それから、A3の横になります「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」であります。次に、平成24年7月4日「福島原子力事故調査報告書について」、「前回定例会における委員ご質問への回答」になります。次に、平成24年7月4日東京電力株式会社「委員ご質問への回答」になります。次に、「新潟県沿岸における津波堆積物調査の実施状況について」。

その他、委員、オブザーバーの方のみ配付させていただきましたけれども、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会研修視察について」という案内をお配りさせていただきました。これにつきましては、最後の「その他」で事務局から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それと、委員さんにだけ配付しております小さい紙で、いつものように「質問・意見等をお寄せください」をお配りしてあります。

以上でございますが、そろっておりますでしょうか。何かありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それから、いつもお願いしているところですが、携帯電話はスイッチをお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方で録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいただき、自席でお願いいたします。委員の皆さんとオブザーバーの方はマイクをお使いになるときは、スイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第109回定例会を開催させていただきます。会長さんから、よろしく願いいたします。

◎新野議長

では、第109回の定例会を開かせていただきます。よろしく願いいたします。

もう、夏なんでしょうけれど、これからいろんな事故調査の評価が相次いで発表になると思います。先日、ある会に出させていただきます、その中で大勢でいろいろな立ち位置の方が議論するときの、会の参加者のマナーとして、時間配分を上手にすることとい

うのが事前のマナーとして、今は考えられねばならないだろうという。地域の会も以前からずっとそう申し上げていたんだけど、なかなかスマートな表現だなと思います。

その日、その日の議事がいろいろありますので、全員が発言できないこととか、時間の制約がいつもあるわけですけど。そんなふうな基本的なことを守っていけば、またよりよい議論に結びつくかと思いますので。

特に、評価がこれからますます、いろんな細かいことが出てきますので。ぜひ、感情はいりませんので、淡々と冷静に多くの方のご意見をしばらくいただくような時期が続くと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

では、前回からの動き、お願いいたします。東京電力さん、お願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

皆さん、こんばんは。東京電力の長野から前回以降の動きについて、ご報告を申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、不適合事象関係ですが、公表区分のⅢが1件ございました。内容は、けが人の発生でございます。その下ですが、次に、発電所に係る情報ですが、1ポツの屋外軽油移送配管の点検について、これについてご説明をいたします。4ページに概要、5ページに概略図がございますので、ご覧くださいと思います。

内容は、4号機の非常用ディーゼル発電機に燃料、軽油でございますが、燃料を送る屋外配管の点検でさびによる腐食を確認したことから、他号機の配管についても詳細点検を行うということをお知らせしたものでございます。

なお、さびによる腐食が確認された4号機の配管の必要肉厚は、確保されておりまして、安全上の問題はありませんでした。今後、他号機の点検を進めるとともに、点検頻度をこれまでよりも高めて、より一層の安全確保を図ってまいります。

次に、資料の最終ページ、20ページになりますが、6月20日に福島事故調査報告書を公表しております。こちらについては、後ほどの議題の中でお時間をいただいておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、委員の皆さんからのご質問への回答についてです。ご質問については、3件いただいております。内容は、津波堆積物調査結果、これについては以前の定例会でご報告をいたしました。その調査の詳細についてというのが1点目。次に、こちらは何度かお話をさせていただきましたが、活断層連動性評価の根拠について。そして、もう1件が、発電所停止中の放水口からの放水についてのご質問であります。

以上3点、お手元のほうに資料を配付してございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

最後に、福島第一の状況につきまして、A3の横長の資料でご説明をいたします。

◎姉川原子力設備管理部長（東京電力）

福島第一の状況について、ロードマップ進捗状況（概要版）の資料をご覧ください。

最近1カ月の注目すべき状況について、かいつまんでご説明いたします。

プラントの安定状態維持・継続に向けた計画に関しては、図1に多核種除去設備の基礎工事、これが完了したということが6月19日に完了しております。写真のような状態になっております。

もう一つ、滞留水を処理してセシウムを除去しているんですが、その除去した後の水

をためるタンクを増設しております。そのタンクの一つの形態として、地下の貯水槽の形で準備をしているものがありまして、それが4,000トンぐらいの大きさなんです。図2に書いてございまして、これの工事も完了して覆土をして使える状態になっております。これが①での主なところですよ。

②発電所全体の放射線量の低減なんです。海側の遮水壁というのがございまして、図3をご覧になっていただきまして。こちらは、万一、建屋のほうから海水に漏れるようなことがあるのを防ぐために、遮水壁、地下水がここを通して流れ込んでくるのを防ぐ遮水壁をつくる予定になっております。そのブロックといいますか、鋼管矢板を打ち込む前の先行の掘削の作業にかかっております。それが図4の形です。こちらの遮水壁の状況は、そのような状況ですよ。

もう一つ、周りの線量を低減する方法として、敷地境界への線量の影響として、一つ大きいのは、号機から取り去ったがれきでありますとか、伐採木を敷地の中にためているんですが。そのためているところからの線量が敷地境界に対して影響が若干ありまして、それが図5のところにあるんですが。ここ、ただためて置いておくだけで、ガンマ線が飛んでいって外に出ますので、これを土で覆って遮へいをするようにしております。もし、覆わない場合は、10ミリシーベルト近く、年間でいくと評価されているんですが、それを1ミリシーベルトの目標にするために、そういう作業をしています。

③使用済燃料プールからの燃料取り出しに関しては、これは3号、4号、特に4号が一番先頭を走っているんですが、次のページ、裏面の左上のほうをご覧になっていただきますと、4号の燃料プールを作業するオペレーティングフロア、ここのがれきを撤去しているのと同時に、ここのがれきを撤去している作業の中で、プールの中にがれきが落下するのを防ぐために防護構台というカバーですね、これをつけさせていただきまして。4号はそういう状態ですよ。

それから、④燃料デブリの取り出し、これはまだ少し時間がかかる作業ではあるんですが、1、2、3号機、これについて、格納容器の中をよく確認する必要がありますので、その確認のトライをしているようなところですよ。1、2、3号、それぞれやっておりますが、最近で一番大きなイベントは1号機のトールラス室、サプレッションプールが配置されている、その区画に対して1階から地下階に向かって、CCDカメラを挿入して中の様子を見ました。同時に、そこの気温、水温、それから線量などを評価しました。そういう作業を1号機についてやっています。2号機、3号機についても、同様の作業、もしくはロボットを使った環境測定観察、そういうことを進めております。

それから、図8のところ書いてありますが、2号、3号について、地下階には水がたまっているんですが、その量がどれぐらいかというのを測定しております。OP3260、それぐらいの数字が書いてあるんですが、ざっくり言いますと、これは地下の高さの約半分程度、半分弱程度が水が占めているというような、そういう高さの位置関係になっております。

⑤、これは、廃棄物の処分に関してなんです。これはがれきのサンプリングをしてそれにどういう核種が含まれているかということの分析をして、この先、その扱いをどうするかというための、基礎的なデータとして分析をしているところですよ。

⑥、これから、作業も夏になってくるんですが、環境も厳しくなりますし、今までの

ような作業環境を改善するという意味で、少しずつ周辺の作業エリアの除染をしております、全面マスクを従来ずっとそのサイトの中ではつけていたんですが、それが解除になっております。それが図9の写真で示してあるところ。それから、夏場の熱中症対策、それが図10に書いてありますが、そういうことをして、これからの作業について、できるだけ効率的にできるようにと、そういうような環境整備もしております。

2ページ目の左上に行かせていただきまして、冷温停止状態の確認について。これは、格納容器の中の温度計のトレンドが1号、2号、3号で書いてあるんですが、大きな変化はありませんが、少しずつ3月ごろから6月にかけて温度が上がってきております。これは、気温が上がってきているのと連動しているんですが、夏場にかけて注入している水の温度が上がってくると、どうしても右肩上がりになってきておりますので、対策の一つとして、注入する水を冷やそうということで、注入設備に冷凍機をつける、そういう準備をしております。

最後に、右側のところ、現在、放出されている気体の放射能の測定なんですが、ここはもう2月以降、大体同じ数字になっているんですが、特に大きな変化はなく、0.1億ベクレル/時、こういう数字で安定しているというところですよ。

福島第一の状況については以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

保安院さん、お願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長（原子力安全・保安院）

こんばんは。原子力安全・保安院柏崎刈羽事務所の飯野でございます。

本日は、資料を5種類、配付させていただきました。順に説明させていただきます。

まず、柏崎刈羽発電所関係の1カ月の動きでございますが、資料1をご覧ください。まず1ページ目でございます、1番目から4番目が原子力安全委員会への報告でございます。一つ目が、定期安全管理審査の結果についてということでございますが、こちらについては定期事業者検査制度というのが、事業者が行う制度がありまして、平成15年に定められているんですけども、それとともに制度化された審査でありまして、JNESという独立行政法人原子力安全基盤機構が審査を、この定期事業者検査の実施体制を審査して、保安院が審査結果に基づいて評定を行うというものでございますが、今回は、5号機についての評定がJNESの審査結果とともに原子力安全委員会に報告されたというのが1番目でございます。6月11日になります。

それから、2番目が溶接安全管理審査ということで、こちらも同様に事業者が行う溶接事業者検査の実施体制を、先ほどのJNESが審査しまして、その結果に基づいて保安院が評定するというもので。こちらは、今回は1号機、2号機と4号機、7号機についての結果を報告したというものでございます。

それから、3番目でございますが、こちらは特に柏崎刈羽発電所関係につきましては、燃料体の検査の結果について、原子力安全委員会へ報告したというものでございます。具体的には、21ページ目に資料がありまして、燃料ですので原子燃料工業での取替燃料体の検査を行ったという結果でございます。

それから、4番目でございますが、こちら工事計画の認可ということで、その結果を

原子力安全委員会に報告したというもので、資料25ページ目ですけれども。6号機の水素ガス濃度検出器の取替えということで、認可したということを報告しております。

それから、5番目になります。核物質防護検査の実施結果ということで、これは平成23年度でございます。こちらについて、まとめて平成23年度の実施状況を公表したんですけれども、29ページにその資料がございまして、柏崎刈羽発電所については、昨年9月に行われていますけれども。この核物質防護検査、29ページにありますけれども、これは法律に基づく検査でありまして、特に23年度につきましては2ポツにあるとおり、教育訓練とか、防護区域への出入管理、それから防護設備等の管理について重点的に検査したもので。特に、これはほかの施設も含めてですが、遵守義務違反というのは認められませんでしたというのが結果でございます。

それから、6番目でございますけれども、これは外部電源の信頼性確保ということで、開閉所の電気設備とか、あるいは変圧器の地震対策ということで、こちら6月29日に事業者のほうから、これは四半期ごとに報告してもらうことになっているんですけれども、6月末現在の実施状況ということで報告を受けております。36ページ目に、柏崎刈羽発電所についての資料がついております。

それから、2ページ目になりますけれども、7番です。こちらは、今度、先ほどの安全管理審査の結果に基づき、評定の6号機につきまして、その結果を事業者に通知したというもので、4月3日に行っております。

評定結果は、ここに書いてあるとおりで、組織の品質マネジメントシステムとか、定期事業者検査の実施体制はおおむね構築されて実施されていると。今後、点検周期超過であるとか、定期事業者検査対象機器の一部検査漏れ案件について、再発防止対策の実施状況を確認していくということになっております。

それから、下のところ、一番最後ですけれども、検査実績ということでこの1カ月、今年度の第1回の保安検査を6月11日から22日の2週間にわたって実施しております。こちらについての資料は以上でございます。

それから、資料2が福島第一原子力発電所事故関連の保安院の対応状況ということになります。

めくっていただいて、1ページ目でございますけれども。6月11日、こちらの警戒区域における大規模火災への備えということで、林野火災の影響評価をJNESのほうでシミュレーションを行ってございまして、これは受理して、今後、保安院としては火災対策の強化を進めていくということでございます。

それから、6月21日になりますが、こちらは先日、2月なんですけれども、この1Fに対して行った保安検査、ここで違反等が出ていますけれども、これへの対応のさらなる改善ということで、6月21日に保安院は改善指示を行ったということと、次回以降、また保安検査をやることになっておりますけれども、この保全計画の作成状況であるとか、あるいは対策の取り組み状況について今後、確認していくということになっております。

それから、6月22日ですが、平成23年度の1年間に発生した原子力施設の事故故障等の状況を取りまとめて公表したというもので、資料については13ページ以降にありますけれども。特に1F事故の関係で言うと、2Fの2号機のポンプ停止が含まれて

いるというものでございます。

それから、6月25日でございますが、これは1F4号機の原子炉建屋や、使用済燃料プールの耐震安全性というところで、一部の外壁面に強制的なふくらみによる傾きが確認されたと、5月25日に発表されておりますけれども。その耐震安全性評価についての報告を受理したということで、保安院としては今後、意見聴取会等で確認をしていくということになっております。

それから、めくっていただきまして2ページ目でございますが、6月29日、一つ目は、先ほど説明いたしましたので省略します。

それから、6月29日の二つ目ですが、これは福島第一原子力発電所事故の知見の技術ワークショップを開催するというものでございまして、7月23日、24日に開催するというので公表しております。今後は、9月にIAEAの総会などがございすけれども、この事故の知見教訓を海外に発信していくという予定にしております。

それから、最後でございますが、7月3日に福島第一原子力発電所の保安規定の変更認可ということで、施設運営計画の報告書を踏まえた変更認可申請がありましたので、7月3日に認可したというものでございます。これも含めまして、東日本大震災関連のプレス発表一覧を43ページ目につけております。それから、最新の地震被害情報は45ページ目につけておりますので、後ほど、ご覧いただけたらと思います。

資料2は以上でございます。

それから、資料3は、これも毎回、配付しておりますけれども、モニタリング結果等ということで、文部科学省の発表資料をまとめておりますので、後ほど、ご覧いただけたらと思います。

それから、資料4でございますが、こちら、今回、委員からご質問を受けておりますので、その回答を書いております。こちら、後ほどご覧いただけたらというふうに思います。

それから、最後になりますが、原子力規制委員会設置法案とありますが、これは案は取れていますが、法の概要というものでございます。こちらは、今回、保安院が説明するのは少し変でございまして。実は、内閣官房のこれもホームページに出ている資料でございまして、今、仕組みについても保安院ではない組織がつくっているということで、保安院はこれに沿って変わっていくということで、ご理解いただけたらと思います。これは公表されておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

原子力規制委員会設置法ということで、国会を6月20日に通って成立したものでございます。目的を書いてございますけれども、原子力利用の政策の縦割り行政の弊害の除去であるとか、あるいは推進規制の両方の機能を担うことによる問題の解消とか等々、その目的が書いてありまして、原子力規制委員会を設置して、もって国民の生命、健康、財産の保護、それから環境の保全、我が国の安全保障に資することを目的とするというのが目的でございます。

内容が二つございまして、一つが関係組織の一元化機能強化というところと、それから関連の規制の見直しという、この2番目のところと二つございます。

組織につきましては、ここに書いてあるとおり、環境省の外局に3条委員会ということで、原子力規制委員会というものを設置するというものでございます。ここに、下に

書いてあるさまざまな事務を一元化するというごさいます。原子力規制庁につきましては、この原子力規制委員会の事務局という、その位置づけで設置されるということになっております。

それから、また別途、平時のオフサイト対策ということで、内閣に原子力防災会議というのを設置することになってございまして、議長は総理大臣ということになります。ただし、防災関係の技術的・科学的判断を要するものは、原子力規制が行うということになっています。

それから、2番目のこの規制制度の見直しのほうにつきましては、ここに二つ書いてございすけども。まず、原子炉等規制法の改正ということで、こちらについては重大事故対策、これを強化するとか、あるいは最新の技術的知見を反映するという、これはいわゆるバックフィット制度と呼ばれてはいますけど、これを導入する。あるいは、運転期間の制限をするといったところが盛り込まれています。

それから、原子力災害対策特別措置法の改正ということで、これは防災の関連でございすけども、原子力災害予防対策を充実していくとか、あるいは緊急事態のときの原子力災害対策本部、これを強化して全大臣が本部員になるであるとか。それから、原子力規制委員会が専ら技術的知見に基づいて判断するところについては、原子力災害対策本部長の指示対象から除外するであるとか。それから、事後対策強化、原子力災害対策指針の法定化などが柱となっております。

最後に、この原子力規制委員会の発足につきましては、まだ未定でございまして、公布の日から3カ月以内に政令に定めるということで、公布は6月27日なんですけども、それから3カ月以内に発足するということになっています。

それから、法律の改正につきましては、これは施行日はまだ決まっていますが、原子炉等規制法の改正については、施行日から段階的に法律を変えていくということになっております。

ちょっと資料の内容でしか説明できないんですが、以上でございす。保安院から以上でございす。

◎新野議長

これは、運営委員会で、こういう法律が国会を通るだろうという時期的な予想がありましたので、当事者であるところの内閣の方たちとか、政府の方たちにおいでいただけないので、当事者であって、本来は説明をする立場ではないながら、当事者であるからこそ、いろいろ表面的なものはご説明というか、情報をとらえるし、理解はされるんだろうというお立場で、あえてご説明を運営委員のほうから依頼したものですのでご理解ください。

では、次は資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

こんばんは。資源エネルギー庁の柏崎刈羽事務所の磯部でございす。よろしくお願ひいたします。

資料の右肩に資源エネルギー庁と振ってある資料をご覧いただきたいと思ひます。いつものとおり、まず、原子力エネルギー政策の見直し関係でございす。大きく三つの議論する場がございまして。まず1つ目は、革新的エネルギー・環境戦略を議論してい

る場でございます。この1カ月間、エネルギー・環境会議としましては、2回開催されて、その結果、エネルギーと環境に関する選択肢が6月29日に決定されたところでございます。2030年の原子力の比率について、0%と15%と20から25%という3つの選択肢が示されたところでございます。

1 ページ目の下半分のところに、やや細かい字で書かせていただいておりますが、その選択肢の今後の進め方について、報告書の抜粋をここに転記させていただいております。7月に入っておりますが、国民的議論をするとともに、7月上旬に国家戦略室のホームページに情報提供のためのデータベースを整備することとしております。

次のページに移りまして、裏のページでございますが、一番上のほうから、国民的な議論をするための意見聴取会を全国11カ所で開催するということや、7月2日から7月末まで、この選択肢に関してのパブコメを受け付けるとしています。それから、この選択肢に関する討論型の世論調査を8月上旬には実施するというところでございます。

網掛けの8月というところに革新的エネルギーと書いてございますが、ここの1行目に8月にはエネルギー・環境の大きな方向を定める革新的エネルギー・環境戦略を決定するというスケジュールでございます。

その下の網掛けのところ、速やかに計画、年末までに大綱の策定とございますが、1行目に、8月に決定するエネルギー・環境戦略を受けて速やかにエネルギー基本計画を定めるというスケジュールでございます。

さらに、次の行に、年内に原子力政策大綱や地球温暖化対策、グリーン政策大綱をまとめるということでございます。当初の原子力政策大綱の策定予定は、夏ごろには定めるというようなことでしたが、原子力委員会での議論の進め方にいろいろ問題等もあったということもございまして、6月29日にまとめられた報告書では、後ろ倒しの原子力政策大綱のまとめの時期ということになっております。

その下のほうに、参考として、この選択肢の報告書に関するパブコメ、また7月7日に情報提供などをするための特設サイトが、国家戦略室のホームページに開設される予定について書いてございます。

2 ページ目の一番下のところに、二つ目の議論をする原子力政策大綱、これは原子力委員会で議論することになっておりますが。今、申し上げたとおり、原子力委員会での、いわゆる推進側だけによる秘密会議というような問題もございまして、6月21日に審議を中断を決定したということがございました。

3 ページに移りまして、経済産業省のエネルギー基本計画に関しては、1回、議論が行われているところでございます。

それから、原子力発電所に関する4大臣会合、これは福井県の大飯原発の再稼働に関連してでございますが、この4大臣会合は1回開催されて、既にご承知のとおり、再稼働が6月16日に決定されているということでございます。

3 ページの下のほうに参考として、この再稼働決定に先立って、6月8日に野田総理が記者会見をしておりますが、総理の発言内容をここに引用させていただいております。詳しくは後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

それから、5 ページのほうに移りまして、これも大飯原発の再稼働に関連してエネルギー需給に関する客観的、中立的な需給に関する検討をするということが行われており

まして、その流れの中で1回、エネルギー需給に関する検討会、エネルギー・環境会議の合同会議が開催されております。大飯の3号機の再稼働後も関電管内では、まだ10%程度の節電が必要になりますが、その後、4号機が再稼働できた段階では、またこの節電計画についての見直しが行われるということが、ここで決定されております。

最終的に、6月22日に夏の節電目標の改定が取りまとめられております。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

新潟県さん、お願いします。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

皆さん、こんばんは。県の原子力安全広報監、熊倉です。本日もよろしくお願いたします。

それでは、私のほうから、右肩に新潟県と白抜きで入っています資料に従いまして、前回定例会以降の行政の動きを説明させていただきます。

1番目ですが、安全協定に基づく状況確認ということで、毎月、定例の状況確認を6月11日に実施してございます。内容は、そこに書いてあるとおりです。

2項目め、福島原子力災害を踏まえた対応ということで、(1)ですが、技術委員会、発電所の安全管理に関する技術委員会、今年度第1回目を7月8日、今度の日曜日になります。開催いたします。

議題ですが、そこにありますとおり、福島原発事故独立検証委員会、いわゆる民間事故調、報告書をまとめられておりますので、その調査、検証報告書をもとにしまして福島事故の検証を行おうということと考えてございます。

それと、今回、福島事故の検証を行うに当たりまして、そちら下の表1に記載しておりますけれども、新たに4名の委員の皆さん、梶本さん、立崎さん、野中さん、山内さんと、それぞれその表の中に担当分野ということで入れてございますけれども、新たに4名の方に就任いただくということをお願いしてございます。

二つ目の丸ですが、国への要望ということで、原子力発電関係団体協議会、これは全国の原子力発電所立地県で構成しています団体なんですけど、毎年、春先と秋に要望を定例的にやっております。その春要望を6月15日に行っております。国に対しまして、福島原発事故に係る対策、原子力行政や原子力発電所の安全確保等について要請を行っております。

(2)ですが、原子力防災対策になります。これ、後ほどお時間いただきまして、詳しく説明させていただきますけれども。6月22日、原子力防災部会というものを開催しまして、県の地域防災計画原子力災害対策編の修正部会案というのを取りまとめてございます。修正のポイントは、表にあるとおりで、これは後ほど詳しく説明させていただきます。

裏面に行ってください、(3)ですが、放射線・放射能の監視状況に係る事項です。一つ目の丸、河川水、底質等の放射能測定結果ということで、放射性物質の循環に関する委員会というのを本年度設けまして、県内における放射性物質、自然界でどのような動きをするのかというようなことを、専門の皆さんからお集まりいただきご意見をい

ただいております。5月14日に開催した委員会でいただいたご意見を踏まえて、阿賀野川の河川水、それと川底の泥、海の沖合の海底土などを調査しております。

引き続き、委員の皆様から意見をいただきながら調査を進めるということで対応していますが、今回、その調査結果をご覧いただき、いただいた意見がその下の点線の囲みになります。粘土のような細かい粒子にセシウムが吸着する可能性があるということ、砂粒ですとか粘土、この細かさ、粒度と、そこに入っていますが、細かさ別に測定する必要があるというご意見ですとか、底質土、泥等、あるいは海底の土からセシウムが溶出するのか。一たん、そうした土に付着したセシウムが水に溶け出すのか、溶け出さないのかと。それと、生物への移行の可能性を検討する必要があるというようなご意見をいただきまして、県のほうでも今、この確認を行っているところです。

二つ目の丸ですが、国への要望と。きのこの原木や芝などの対応ということで、これはニュースにも流れていますけれども、県内で原木で栽培するシイタケ、あるいは公園に張りました芝から放射性物質が検出されたという例がありまして、6月7日、知事が農林水産大臣及び民主党さんのほうに要望をいたしております。適切な取り扱い、しっかりした規制をとということでお願いをしております。

3番目、その他ですが、これは先ほど、エネルギー庁さんのほうかもお話がありましたが、6月8日に野田総理、大飯原発の運転再開について、コメントがありました。6月16日には、大飯原発の再起動を決定されたということがありましたので、そのタイミングで知事のほうからのコメントをそれぞれ出させていただいております。内容は記載のとおりですので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

県のほうからは以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

柏崎さん、お願いします。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

柏崎ですが、新潟県さんと同様の状況確認と、原子力部会へ市長が委員で出席し、意見等を述べさせていただいております。

以上です。

◎新野議長

刈羽村さん、お願いします。

◎堀総務課長補佐（刈羽村）

刈羽村といたしましても、県及び柏崎市と同様でございますので、よろしく申し上げます。

◎新野議長

ありがとうございました。

前回からの動きは、ほぼ予定どおり進んでいますけど、ここで質問がございましたら。後ろのほうで、関連でまた質問をいただいても構いません。

武本さん。

◎武本（和）委員

東京電力に聞きます。津波の堆積物の資料を出してもらったんですが、この調査地点

が海の中を調べていると思われるんです。そんな、海の中の調査というのは、適切なんですかということだけ、聞きたいと思います。

◎武田土木第二GM（東京電力）

東京電力の武田です。

武本さん、ご指摘の海の中というのは、具体的にどちらを。

◎武本（和）委員

この資料の13ページ、野積というのがあります、13ページ。野積のこの海岸は、大河津分水の通水によって、昭和の初め以降にできた土地、こんなところを何で調べるのか。一般的に、数多く調べるというのを否定するものではないけれども、多額の公費を注入した破産会社がピント外れの調査をしていいのかという意味で、この野積の調査は何のためにこんな海の中を。海の中というのは、昭和の初めまで、海の中だった土地なんだが、こんなところを何で調べたんだと。地域の安心のためみたいなことを前書きに書いてありますが、極めて不適切な調査地点の選定ではないか、そういう意味で、海の中を調べる理由は何ですかということを知っています。

◎武田土木第二GM（東京電力）

ご説明さしあげますと、海の中を調べたくて調べたというよりは、発電所の周辺で津波堆積物を残しているような場所を、空中写真を見たり、現地を見たりして探してきました。

◎武本（和）委員

わかりました。時間がないから議論をしません。これは、明らかに昭和の初めまで海の中の土地、こんなところに金をかけたのは違法ですということだけ言っておきます。議論はいいです。

◎武田土木第二GM（東京電力）

調査の結果として得られたことについて、ご説明さしあげましたけども、考え方について、また別途お話をさせていただきたいと思います。

◎新野議長

では（2）、次に移らせていただいでよろしいでしょうか。

（2）なんですが、運営委員会が終わりました後にパブリックコメントを求めるような経過がございましたので、私たちの会、地域住民にとってはとても関心の高い防災計画ですので、これもまだ経過なんでしょうけど、ご説明をいただくということで、事前に配付した議事のご案内にはないんですが、県のほうから少しポイントをご説明いただくと思っております。

熊倉広報監さん、お願いいたします。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

それでは、横版の資料、原子力災害対策編の主な見直しのポイントという、こちらの資料に従って説明させていただきたいと思います。できましたら、資料1枚目をはがしていただいて脇に置きながら、次の資料2と並べてみていただくと見やすいかと思いません。資料1というのが全体の今回見直しをやった主なポイント、三つの分野、七つのポイントを示したものです。

それと、その下の資料2というのが、これ実際、6月22日の原子力防災部会の際も

使いましたが、その見直しポイントに対応する部分、現行の計画がどうなっていて、それをどのように見直したのかという、そういう中身になります。

こちら、資料2のほうは、実際の原子力防災計画の章立て、こちらのほうは現状の防災計画の現物になります。第1章総則、第2章の予防編ですか、それから第5章まで、章立てどおりに、こちら資料2のほうは入れてございまして、片や1枚目の見直しのポイントのほうは、今回見直した主なポイント、考え方ごとにまとめているものですから、資料2のほうで説明が前へ行ったり、後ろへ行ったりと、順番があちこちして、大変見にくいところがありますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、資料1のほうに従って説明させていただきます。まず、原子力防災計画の見直しなんですけど、今ほど説明しましたという6月22日、本年度第1回の原子力防災部会、こちらには柏崎市さん、刈羽村さんのほか、新野会長からも委員としてご参加いただいているところです。22日に今年度第1回の会を開催しまして、防災計画見直し案、部会の案として取りまとめをいただいております。

その後、6月25日に防災部会の親の会になります防災会議、これの幹事会というのを開催して、県の防災計画、原子力災害対策編以外にも地震ですとか、津波ですとか、洪水の対策計画があるんですが、そちらとあわせて見直しについて議論いただいております。確認をいただきまして、現在、7月1日から7月21日まで、見直し計画案、修正案につきまして、パブリックコメントを募集しているところです。

計画案については、災害対策編、震災編、風水害対策編とあわせて非常に分厚いものになるんですが、見直し案は県の地域振興局でご覧いただけますほか、県のホームページのほうにも内容を掲載してございます。ぜひ、ご覧いただいて、ご意見等あればお寄せいただきたいと思いますと考えています。

それでは、見直しのポイントに従って、ざっくりとなりますが、説明させていただきます。

まず、一つ目、考え方としまして、防災対策の広域展開ということを今回は見直しの考え方として盛り込んでおります。そのうち、①なんですけど、県内全域における防災対策の実施ということで、これは資料2のほうで言いますと、5ページ、6ページをご覧いただきたいんですが。

まず、5ページです。上のほうにありますけど、現行の要旨というところです。現状の原子力防災計画では、防災対策を重点的に実施すべき区域というのは、発電所から概ね半径10キロ、これは原子力安全委員会がまとめた防災指針に従って、従来、発電所から10キロの範囲を対策の範囲と考えていましたが、このたびの福島第一原発事故を踏まえて、下のほうにあるような形に見直しています。

これは昨年来、たびたび、こちら県のほうからも説明させていただいていますが、まず、距離に応じてとるべき対策というのを考えましょうということで、発電所に一番近い範囲については、国のほうで、いわゆるPAZという言い方をしますけれども、即時避難区域、私どもはそういう整理をしてありますが、何か発電所で緊急事態が起きたときには、即、避難していただくことを考えなければいけない地域、概ね半径5キロ程度と考えています。

さらに、その外側には避難準備区域と、さらにその外側に屋内退避計画地域、さらに

その外側、県内全域で放射線の監視を行うべき地域と、県内全域で防災計画、何らか発電所からの距離に応じて濃淡はありますけれども、対策を考えようということで、今回は見直しております。

それと、6ページなんですけど、災害の想定です。従来は、これも原子力安全委員会の防災指針に基づいて、設定しておったんですけれども、このたびの福島事故を踏まえて、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定して、防災計画を立案しようということで見直しております。

ポイントのほうに戻っていただきまして、ポイントの②広域的な環境放射線モニタリング体制の確保ということで、こちらも従来、防災対策は、先ほどのとおり発電所から半径10キロ内、ここを中心に計画しておったんですけれども、放射線のモニタリングもこの防災地域の見直しに合わせて、拡大しようということで、10ページになりますが、資料2のほうの10ページをご覧くださいなのですが。

従来、発電所周辺で行っていたモニタリングを県内全域に展開しようということで、次のページ、11と書いてあるシートをご覧くださいなのですが、県内の地図、入れてございます。現状、こちらにありますように、発電所周辺以外、県内19カ所のモニタリングポスト、放射線を測定する装置というのを配置してございます。

さらに今年度、17カ所のモニタリングポストを追加配備しようということで考えておりまして、これによりまして、県内全市町村、最低1カ所はモニタリングポストが配置される。発電所の周辺には稠密に、遠くのところについても、市町村1カ所はモニタリングポストを設置するという体制が整うこととなります。

ポイントのほうに戻っていただいて3番目なんですけど、緊急被ばく医療対策の広域拡大ということで、原子力災害によって被ばく医療が必要になった場合の備えということで、被ばく医療機関の追加ですとか、安定ヨウ素剤の分散備蓄等の拡大を計画に盛り込んでございます。

それと、大きな考え方の2番目、実効性のある避難対応ということで、一つ目が多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施ということでございます。資料2のほうの23ページ、シートの23をご覧くださいなのですが。

従来、防災計画では、避難する場合の交通手段として、上のほうにありますけれども、集合場所に皆さん徒歩で集まっていただいて、公共交通機関、バスで乗り合わせて避難するというのが基本となった避難計画でした。それを、このたびの事故を踏まえて、下のほうにありますとおり自家用車を利用した避難、そのほか、バス、鉄道、船舶等、あらゆる手段を活用しようということで、実効性のある避難体制がとれるようにということで考え方を盛り込んでございます。

それと、近隣県への避難も想定ということで、前へ戻っていただいて、18ページになります。従来は、事故の対策想定が半径10キロ範囲だったということで、県外までということは想定していなかったわけなんですけれども、今回の事故を踏まえて、県内市町村で避難者の受け入れが困難という場合も想定して、近隣県と避難の調整を行おうということで計画には盛り込んでございます。

それと、広域避難の調整、受入市町村の避難所運営等ということで、上の17ページなんですけど、これは県内を含めてなんですけれども、市町村をまたいだ広域的な避難を

行うということで。例えば、真ん中の段にありますけども、市町村区域を越えて避難が必要となる場合に備えて、県内市町村と協議の上、受入可能な市町村側で即時避難区域、避難準備区域ごとに、避難場所が複数となるように。仮に事故が発生した場合の気象条件、風向き、それによって、逃げ場所を1カ所だけではなくて、複数の避難場所を想定しておこうと。状況によって、どちらへ逃げるのかということが選択できるような準備をしておこうということを、考え方として盛り込んでおります。

ポイントのほうに戻っていただきまして、大きな3番目、平時からの備えの充実ということで、①実効性のある防災訓練の実施ということになりますが、地震等に起因する原子力災害等、さまざまな自然災害との複合災害等も考慮しまして広域避難、あるいは住民の皆様から参加していただく訓練というものを実効性のある形でやっていこうということで考えております。

それと、②なんです、防災研修の広域展開と平時からの防災知識の普及ということで、これは新野会長さんなどからもご意見、たびたびいただいているところなんです、県内全域におきまして、市町村、消防機関、町内会等の防災リーダーの方を対象に研修を実施するというです。これは、こちらの広報センターを通して、今年度から開始したところなんです、従来、柏崎刈羽地域、この地元の地域だけで実施しておったんですけれども。この4月からは、県内全域で、この防災リーダー研修、原子力に関する研修というものを行っています。県の地域振興局単位、全部で11あるんですけれども、その11カ所ごとに市町村、あるいは消防等の関係機関の皆様を中心にお集まりいただきまして、研修を実施してございます。

それと、平常時から住民の皆様向けの防災知識の普及に努めるということで、こちらについても手厚くやっていこうということで、考え方を盛り込んだところでもあります。

概略、すみません、資料はいろいろあるんですけれども、概ね、ポイントとなるのは、以上のようなところです。

それと、そもそも計画の位置づけなんですけれども、県のほうで地域防災計画原子力災害対策編というのを整理いたしますが、それは防災計画の骨格に当たる部分です。実際に、具体的に誰がどこへ避難するのかという具体論というのは、これまた市町村さんのほうで整理していただく部分が出てまいります。その市町村計画をつくるに当たっての基本的な考え方になるのがこの県の防災計画というものですので、性格上、非常に細かいところというよりは、むしろ考え方ということが整理されているものですので、基本的な性格としてご理解いただければと思います。

私のほうからは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

これは、経過としてとらえていただければと思うんですが、国のほうでも細かく、まだ方針を出してないということですので、県も決められる範囲が、まだ限られているということですので。おいおい、情報があればお伝えいただければと思いますので。

(2)は、これでよろしいでしょうか。また質問があれば、少しおしていますので、(3)の中で一緒にご質問いただいてもよろしいでしょうか。

(3)は、前回、報告をたくさん受けたんですけど。この委員さんが、なかなか質疑

や意見・要望を申し上げる時間をとれなかったということで、お約束の時間をとったというふうに解釈していただいて結構ですので、先回の定例会の二つのポイントがありましたけど、この中での質疑と、今ほどの県の防災計画の見直しについての中での質疑も含めて、ここでとお願いしたいと思います。

もう一つ、注意していただきたいのが、市の方が一生懸命いろんなことをご説明いただきましたが、これは、市が独自につくった資料を報告いただいたのでないというのは、皆さんご理解いただいていると思うんですが。細かい質問が出たとしても、市として答えていただく部分があまりないということです。ここが読み込みが正しいとか、記載がどうかということはお答えいただいたとしても、考え方とか、あまり細かいところに言及しますと、なかなかお返事が即、いただけるような内容にならないので、ちょっともどかしいかと思いますが、その辺は多分、自分はこう思うというような意見として出していただいて、要望とか意見で出していただく分にはいいんですが、質問となるとお答えを即、いただけるような内容にならないかもしれないので、当事者がいないということで、ご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

(3)に入らせていただいて、(4)の前にトイレタイムをとらせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

では、(3)のほうに入らせていただきますので、早速、ご意見とか、ご要望、ご質問があれば。1カ月前なので、なかなか。

じゃあ、皮切りに。

◎武本(和)委員

私は、新潟県に防災計画の基本といいましょうか、ともかく、今、5ページ、6ページを見ていて話しますが、これまでの防災計画は、放射性物質が広範囲に漏えいする可能性は低い、念のために8キロ、10キロで防災計画をつくる。それは柏崎刈羽だけという、こういう枠組みから、今度は事務局修正案のように変わるわけですが、それは理解しているんですが。

今度は、対象となる私たちの側からすれば、こういう計画とあわせて原発とどのようにつき合うのか、現に存在するという事実は認めざるを得ないんだけど。これを何とかしなければ、非常に心配なことをずっと抱えるというようなことになるわけで。計画をきちっとするとあわせて、原発とのつき合い方を関係者の意向調査するようなことはないんですかというか、そういう県の今の担当がそういう部署かどうかわかりませんが、偽らない心境としてだまされた。こんな原発だったら、時間を決めてお引き取り願いたいという心情がすごくあります。

しかし、もうできてしまったんだから、こういう窮屈なものに一方的に強いられるというのは不本意だ。そういう意味で、関係者の意向調査だとか、そういうことは必要だと私は思うんですが、そういうような取り組み等は県としては考えているんですかというのが質問です。

◎熊倉原子力安全広報監(新潟県)

すみません、関係者というのがどういう範囲。

◎武本(和)委員

地元。例えば5キロのところは即時避難とか、30キロまで避難計画を作る。こうい

うものを背負わなければならないということを一方的に決められるんですか、こういうことが質問です。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

なるほど、わかりました。そういう意味では、今回、まずは防災計画として、こういう考え方を示させていただいて、先ほど申したとおり、パブリックコメントということで、皆さんから意見募集というのは、ある意味そういうところにあたってくるのかなという気はするのと。

それと、そもそも今ほど、武本さんからありました話は、防災は何かあったときの対応という以前の話、要するに何かないようにする、むしろそちらのほうにしっかり県としても努めていくべきことかなと考えております。

そういう意味では、むしろ前段のほうで説明させていただきましたけども、技術委員会で、今回、福島事故の検証をしっかりとやるということをまず考えています。

その検証を踏まえて、実際に柏崎の原子力発電所をどのように対応していくのかということをお県としては考えていこうと思っておりますので、そのようなことをご理解いただければと思います。

◎新野議長

ほかに。

高桑さん。

◎高桑委員

高桑です。

先回の現地のいろいろな調査の報告と絡めてですけれども、これを見たときにいろいろな問題点があると思っております。例えば、防災と関連した点の一つで、私がとても気になっているところは、確かな情報がどういうふうにも的確に市町村に伝わってくるのかという、そのところが非常に大事で、そこがうまく確かな情報がきちんと伝わらなかったということが、かなりここで福島市の市町村のところ、やっぱり反省点の中にたくさん出てきていると思うんですね、町長なんかの言葉の中にも、あるいは関連した住民の言葉の中にも。

今、県のほうの防災計画のところをぱっと見せていただいた段階では、いろんな見直しがあるということはわかりましたが、この何か事故が起こったときの事故の状況を含めた確かな情報が、どういうふうにしてとらえられるのかという、そのところに対する観点があまり見受けられないので、ぜひ県のほうに質問をお願いということになります。

東京電力のこの柏崎刈羽原発で、何かことが起こったというときに、それが非常に速いスピードで、なおかつ正確にきちんと県あるいは柏崎市、刈羽村、それから今に至ってはそこだけではなくて、たくさんの大きな範囲の市町村が対象になると思っております、確かな情報がどういう形で取り入れることができるのかという、そのところについての検討を、ぜひお願いしたい。

それがないと、どんなに立派な防災計画が立てられ、防災訓練がなされたとしても、情報が正確に、かつ早く来なければ、何もならないわけなので、その観点についての検討を、ぜひお願いしたいと思っております。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

県のほうから、若干、補足させていただきます。今ほどいただいたご意見、ごもっともだと思います。今回の福島の事故を見ても、情報をいかに正しく迅速に伝えるかというのが、一番大きなポイントの一つだと思っています。

すみません。私のほうで説明を省略してしまったんですが、ポイントとしては、今回、7項目の中には挙げてございませんけれども。この情報伝達体制の整備ということについても、強化は重要だということで我々考えていまして。資料2のほうも、若干の部分しかないんですが。20ページ、シートの20番を見ていただきますと、周辺住民の皆様への確かな情報伝達体制の整備というようなことで、その一例を挙げております。

さまざまな情報メディア、今回、電話等がみんなだめになったとか、通常の情報伝達手段がダウンしてしまったということもあったんですけれども。そうした中で、情報を住民の皆さんに伝える手段というのをこちらのほうにも入れましたが、インターネットですとか、ソーシャルメディア等、最近の情報通信技術を活用したもの。あるいは、電気通信事業者等とも協力しながら、さまざまな情報手段を使ってできるだけ一つがだめになっても、ほかの手段で対応できるようなことを考えていこうということで、考え方としては私どもも、そこは重要なポイントとして考えてございます。

◎高桑委員

関連していいでしょうか。私は、情報手段のことも、もちろんすごく大事だと思いますけれども、情報手段のその前ですね。まず、事故が起こった。どういう事故だったのかという、そのところが事業者が言うしか知る方法がないということに、まず問題があるのではないかと考えています。

だから前にも、ずっと早いころにも、ちょっと話をしたことがあります。例えば東京電力の中に県とか市とか村とか、市町村のそういう関係者が常時、運転状況を見ることができるとい、そういうようなもう少し出発点のところの情報が正確に、かつ迅速にという、その点の検討を、ぜひお願いしたいと思うんです。よろしく申し上げます。

◎川口委員

川口です。

今、やりとり聞いて、情報伝達ということは、本当、正確に伝えることも大事だと思いますけれども、情報を受ける側、一般の我々はその情報が何なのかということが把握できていないのが、伝わったとしても現状なのかなと思います。やっぱり放射線に対する日ごろの教育ということは、充実していかなければいけないんじゃないかなと思いますので、情報を発信するのも大事です。だけど、放射線に対する知識を皆様が持つということが、もっと大事なことになると思いますので、お願いいたします。

◎新野議長

中沢さん。

◎中沢委員

中沢です。

今、情報伝達ということがうまくいっていなかったというようなお話なんです。私は指示という点でも、やはりうまくいってなかったというふうに、これの調査結果に基づく内容だと思うんです。私、ヨウ素剤の配布、服用という点について、ちょっと読

んでみたんですが、これについて、やはり大半の自治体では国から適切な配布、服用の指示がなかったという自治体が大半で、本当に自治体の判断で配布をしたというところはおく一部だったと。

また、ヨウ素剤の服用については、ほんの一部で飲んだということが確認されたが、多くの自治体では、服用したかどうかについては確認されていないという、そういう調査結果が出ているみたいです。どのくらいの方が、服用したかということが調査の結果、もしわかりましたら、また教えていただきたいんですが。

それと、そういう結果から、多くの住民の方はヨウ素剤が服用できないと、服用できずに、被ばくを余儀なくされたというような結果になったのではないかなというふうに思います。

ヨウ素剤を服用できなかった原因としては、国からの指示がなかった。それから、避難が始まったということから、住民のところに届けることができなかったというようなことだと思えます。

私たちが前から指摘しているように、放射性物質が拡散したときは、直ちに放射能ヨウ素剤を飲む状況にしておかなければならないと言っているんですが、各家庭や職場とか、公共施設に、避難所なんかにヨウ素剤を配布してくださいというふうに言ってきたんですが、そういう対策がとられていなかったというようなことから、こういうことになったのではないかなというふうに思います。

この中で、ワーキンググループの報告書の中では、課題、問題点として、避難中及び屋内退避中の住民に対するヨウ素剤の配布は極めて困難であるというふうに書いてあります。また、検討として、安定ヨウ素剤のほかに配布方法について検討し、迅速に配布を行える体制を構築すべきであるというふうに記されています。福島事故の教訓を受けまして、住民を被ばくさせないためのヨウ素剤の配布、服用方法、それについてどのように改善していくつもりなのか、国とそれから県について、お尋ねしたいと思えます。

◎新野議長

県のほうから。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

県のほうから、若干、補足させていただきます。資料2の13ページに、ヨウ素剤の話若干、書かせていただきました。シートの13の下の方の丸です。

安定ヨウ素剤の広域配備や分散備蓄体制の整備ということで、住民避難が広域に分散し、多数の避難所を開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速に配布されるよう、各地の地域拠点へ広域配備、分散備蓄の体制を整備しようという考え方で、今回、しておりますし、さらにその下なんですけれども、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、希望者への事前入手についても、関係機関と調整を進めるということで考えています。

ただし、これ、ちょっと難しい問題がありまして、ヨウ素剤についても、医薬品ということで、実際に、これ、処方せんがない医薬品というのかな、医薬品扱いということで、薬事法の縛りがかかるということで、単純に皆さんに一斉に配布するということができないのが現状です。ヨウ素剤によって、重篤な副作用も起きる場合があるということで、扱いには、やはり慎重なところが必要だろうと。

そのため、今現在、我々のほうでは関係機関ともそこをどのような形で対応できるの

かというような調整を、これから検討を進めていこうということで考えていますので、できるだけ実際に必要なときに、必要な皆さんにきちんと行き渡るようなこと、どのような形で対応できるのかというのを、今後も具体案をこれから考えていこうということで考えています。

◎中沢委員

今、薬事法というような、そういうことが言われたんですが、やはり、これ、法律を変えるか何かをしないと、これは難しいのではないかなと思うんですが、そこら辺は県のほうでは、どういうふうに考えております。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

実際に、どういう部分をどう直していけばいいのか、実効性を上げるにはどういう形で対応すればいいのかというのを詰めた上で、もし必要があれば国のほうに法律改正等も求めていきたいと思えます。まず、検討の上ということで考えております。

◎新野議長

国というのは、多分、今度、規制庁の方たちなので、今、明確な方針というタイミングではないですね。保安院さん、オフサイトセンターとかの議論の意見聴取を今、始めているところですので、そこがまだ事故調の評価が出ないということで、今、少し足踏みをされています。

また、今月2回開かれまして、その聴取が終わって初めて、またいろんなところを精査して、具体的に進まれるのだと思えますので、ちょっとお時間が急がれるんですが、今現在ということにはならないので、もうちょっと待っていただければと思うんですが。

それがないと、県は明確には答えられないという、今の仕組みの立場ですね。市は、なおさら答えられないということなので、それで規制庁もまた急がれているという流れになっていたと思うんですが、もうちょっと待っていただいて、姿があらわれましてら早速に私どもも議論をということで。今、いろんな疑問点は出しておくのは自由ですので、中沢さんのようなご意見があればどんどんお出しになって、次、はっきりしたらきちんとお聞きしようじゃないかというのも、この会の役目ですので。

◎佐藤（幸）委員

佐藤です。よろしくお願いたします。

県にお尋ねしますが、防災リーダー研修とかが町内会等というので、私は勉強不足ですが。私は、比角地域なんですけど、やはりそういうところにもリーダーというものは設けてあるんでしょうか。何か、私の勉強不足で、防災マップですか、そういうのもコミセンとかどこかで見かけたような気もしますが、私はただの住所録というか、住所のマップしか見てなくて、本当に勉強不足なんです。

私たちも、情報を得る方法がわかりませんので、地域なり町内なりの防災リーダーでしょうか、そういうものが決まっているかどうか教えていただいて、情報の伝達方法とかも私たちは全然、インターネットはもちろん、私も多少はかじっておりますので見れるんですが。緊急のときはパソコンなんて開いたり、インターネット、スマートフォンとか、遊んでいるときはゆっくり見れるんですが、緊急のときはとても対応は無理ですので。そういうことを町内なり地域なりで、住民に知らせる方法とかを県が一応、今の

段階では案かもしれませんが、その案でもよろしいですので、教えていただければ助かります。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

先ほどの資料1のところに、下から2行目に書きました防災リーダー研修なのですが、これは防災リーダーというのは何か決まっているということではなくて。すみません、講座の名前として、防災リーダー研修という名前をつけさせていただいているんです。対象になるのは、そちらにありますとおり消防団関係の方ですとか、あるいは町内会の役員の方、そうした方を中心にして原子力防災の研修を行っていきまして、その名前として防災リーダー研修という。すみません、名称だけそういう形になっております。

◎新野議長

今回のご意見は関心事なので、当然、出るんですが、これ、まだ過渡期でして決定ではありませんし、先ほど県の熊倉さんがおっしゃられたとおり、骨組みしかできていないというところで、ご意見はまだまだ言えますので、今日はもともとの議題のポイントが二つありますよね。先回の総合計画の概要と、自治体が調査された概要というところで、それは今回お聞きすると、次にはそれを踏み台にして前進していきますので、できましたらこちらにもご意見とかご要望がありましたら。

高橋さん。

◎高橋（優）委員

高橋といいますけれども、特別総合事業計画の概要についての中で、これは先回配られた資料の要約したものだと思いますけれども、その中の原子力損害の賠償という部分について、ちょっと質問というか、意見となるんでしょうか、言いたいと思うんです。

この原子力損害の賠償については、東電は親身、親切的な賠償を実現するため、被害者の方々に対する十分な賠償を行うべく対応を抜本的に見直し、五つのお約束の履行に努めてきたと。しかし、これまでも五つにお約束事の徹底に向けた取り組みにしていくということを、この中でも言っております。

その五つのお約束というのは、一つは迅速な賠償の支払い。二つ目が、きめ細かな賠償のお支払い。三つ目が、和解、仲介案の尊重。親切的書類手続。5番目が、誠実なご要望への対応ということをおっしゃっておりますよね。私は、原発災害における賠償というのは、本来、事故がなければ生じることのなかった損害について、すべて賠償することが基本であると、私は認識しています。

例えば、福島県知事を会長としたオール福島でつくっています、福島県原子力損害対策協議会でも繰り返し答弁と政府に対して県民への賠償も含めているわけです。

私が言いたいのは、東電は果たして全面賠償という立場に立っているのかと問いたいです。原賠法3条は、皆さんもよくご存じのとおりだと思うんですが、原子力災害を与えたときは、当該原子炉の運転等にかかる原子力事業者が、その損害を賠償する責めに任ずると、明確に定めておりますよね。つまり、東京電力に損害賠償の法的責任があることが明確になっているわけです。

しかし、損害賠償を低く抑えるように躍起になっているとしか思えないようなことが幾つかありましたですね。例えば、加害者と被害者が逆転しているような一方的な基準、それから160ページにも及ぶ賠償請求のための説明書、損害の立証は皆さんにあ

るなどとも言っていましたよね。それから、細かな領収書などあらゆる資料をそろえることなども主張しておられました。被害者が唾然とするような態度でした。国会では、枝野経産大臣も、例えば少しでも賠償額を少なくできないだろうかという考えがあると、こうも答弁していますよね。

今年に入ってから、例えばこれは東電さんが出したやつは4月20日での資料だと思うんですが、5月2日時点でも、ホームページ等でも発表していますけれども。請求に対して、例えば風評被害に対しては営業努力が足りないんじゃないですかと、こういうことを言いながら、請求を拒んでるケースだってあると聞いております。

東電の発表によれば、5月2日までに東電が直接受けた損害賠償の請求支払状況は、自主避難者は随分たくさんになっていますけれども、自主避難者を除く個人と、個人・法人事業者の請求は、約16万4,000件と言われていています。しかし、合意件数は11万7,000件にとどまっている。対応の遅れが非常に大問題になっているのではないですか。

例えば、原賠法に基づく原子力損害賠償紛争会計センターというのが東京都と、それから福島県郡山市に設置されているそうですが、昨年9月からの受付件数は、今年2月段階で948件、和解件数は5件のみだったと言われていています。それから、4月20日まで、この資料のときまでには1,926件に増えて、和解成立は80件だと紛争会計センターが発表しています。いかにも遅いということがはっきりしていると思いませんか。

同時に、例えば文部科学省のもとに設置されている賠償紛争審査会が中間指針というのを出しているんですが、ここでも、これもまたひどいことを言っているんですよ。例えば、批判の声に押されて、自主避難者に対する賠償も、この資料を見るとある程度は進んでいるのはわかるんですけども。中間指針には、被害のすべてが賠償の対象になるものでないと書かれているわけです。だから私は、全面賠償する立場でないことは明確なのではないかということ指摘しておきたいんです。

最後に私、東京電力さんに教えていただきたいことが一つだけあります。これは、もう発表されているものだろうと思いますから、教えていただきたいんですが。広い意味での賠償責任というのであれば、除染ということも非常に賠償責任になると思うんです。私、今年の放射能除染の予算が東京電力さんで幾らとっているのかを、ぜひ教えていただきたい。まさか、1円もとっていないなんてことはないと思いますので、除染にかかる予算は幾らなんですかということ、最後にお聞きしておきたいと思います。

◎新野議長

東京電力さん、お答えいただける方、いらっしゃいますか。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

立地地域部長の伊藤でございます。

賠償の件につきましては、なかなか特に避難されている住民の皆様を中心に、迅速でないというご批判を数多くいただいております。この点については、本当に申しわけないと思っております。現在、各地に賠償の拠点を設けまして、社員も今まで別の仕事をやっていた人間も、それらの拠点のほうに集めて、できるだけ迅速に、先ほど五つのお約束というお話がございましたけども、そういったことで今、進めているところでご

ございます。なかなか思うように至らないということについては反省をしております、住民の皆さんのご意見をよく伺いながら進めているという状況でございます。

今、ご質問にございました除染についてでございますが、これにつきましては、国のほうの責任でやる除染の部分と、それから市町村がやる除染の部分と両方ございます。それらについては、国のほうが除染をした部分につきまして、東京電力のほうに請求をするという立てつけになっているはずでございます。ちょっとその辺については、私、専門外なものですから、後でちょっと確認をしたいと思っておりますが。東電側で予算を持ってやるという形にはなってございません。最終的には、私どものほうに請求があるということになってございますので、今、個別の全体像についての予算を持っているということではございません。

ただし、除染につきましては、国なり各自治体がやっている除染作業に、東京電力としていろいろな形でノウハウとか、あるいは人の派遣とか、そういった形でのご協力はさせていただいているということでございます。

◎高橋（優）委員

事業者としての除染を行うための予算というのは、1円もないということなんですね。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

除染活動への、私どものほうで人が出ていたりとかいう形での実施はしてございます。ちょっと予算として、どのぐらいなのかというのは、ちょっと今、持ち合わせておりませんので、お答えできないということでございます。申しわけございません。確認をしてみります。

◎新野議長

ありがとうございます。

徳永さん。

◎徳永委員

徳永です。後段のほうの自治体調査の結果の概要ということで、ヒアリングに行かれた村山さんから、感想をお聞きしたいと思っております。行かれたのは大熊町だそうでした、この前の資料によれば、大熊町さんは全町避難で1回、田村市三春町など27カ所ですか、そういうふうに分散した結果、4月3日から会津若松市に現在いるということで、1万1,000人ぐらいの人が避難された。に対して、まちの職員が126人という人数と書いてあります。そういう意味では、大変だったろうなと思えます。

お聞きしたいのは、村山さん、当時、現在の部署ではなかったそうですが、そうは言っても中越沖地震を経験されていますので、あの大変さがわかると思っております。加えて、津波と原子力の事故が起きたわけですから、実際に住民の方、あるいは役場の方に聞いた感想を個人的で結構ですから、もう一度、お聞かせ願いたいと思えます。

あれだったら、後で思い出して、後でもいいです。

◎村山防災・原子力課主任（柏崎市）

防災・原子力課の村山です。

前回、定例会のとき、かなり時間オーバーしまして、申しわけありませんでした。私、大熊と富岡と南相馬市に行ってまいりましたけれども、実際に、住民の方とお話をさせていただいたのは大熊町ということでした。大熊町の住民の方とお話をさせていただ

たんですけれども、二つの仮設住宅のところにお邪魔をいたしました。

最初の仮設住宅のところでお話をさせていただいたのは、本当はその代表の自治会長さんからお話を伺う予定だったんですけれども、ちょうどその方がご不在で、以前に町の企画畑の課長さんをされ、それこそ前回報告しました全原協にも来られていた方とお話をさせていただきました。

内容的には、どんな感じのお話だったかなんですが、その方は昔から町の方でしたので、当時の町がやっぱり貧しかったというところから始まって、原発を誘致してきたということの話を伺ったりですとか。

あと、直接住民の方とお話したところでもそうなんですけれども、やはり何と申しますか、公共料金ですとか、税金など立地していない地域に比べれば、優遇されているというところがありますので、周辺のところから住まいを移されてきていらっしゃる方が多いというお話もされていらっしゃいました。

ですので、昔から町に住まわれている方の意識と、後からそういったサービスが行き届いたということで、移り住まわれてこられている方の中では、それはやっぱり意識のずれというのがあるんだというお話をされておりました。

実際に、住民の方と懇談をさせていただいたときには、ご質問をされる方ですとか、そういったお声が出るのは、どちらかというところ、後から入られてきた方のご意見が強く、もともとの住民の方というのは、なかなか今回の事故を見ますと、ちょっと発言ができないという状況だったように思われます。

大熊町なんですけれども、人口が1万1,000人を超えていますけれども、ほかのところと比べるとそれなりに情報が来たということもあって、避難もうまくいったのかも知れないですし、前回お話させていただいたか覚えていないんですけれども、津波が来ていましたので、津波の対策、自然災害で国道6号線から東側になるんでしょうか、そちらの避難所、体育館のところにもまず住民の方を避難をさせていたということでした。

夕方には、これまでの防災訓練を通して、炊き出しとかの訓練をやっていましたので、実際に炊き出しを行おうとしていたところに避難の指示が出ましたので、次に避難するときには、住民がある程度まとまった状態から避難ができたというふうなことで、比較的スムーズと言っていいのかどうか分かりませんが、避難ができたんじゃないかというようなことでありました。

それと、もう戻れないなら、戻れないということを早くに言っていただきたいと。そうしないと、次に自分たちも進めないんだ。というお話がやっぱり幾つかございました。あと、このような経験は、私たちだけでたくさんなんだということをおっしゃられていたことが心に残っております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

池田さん。

◎池田委員

池田です。今回、この被災自治体の調査結果の資料を見て、改めて当時の混乱ぶりを知ることとなり、被災された方々の立場に立ってみると、一言では言い尽くせぬものが

あると感じました。

特に感じたのは、通報、連絡等の情報がない中での不安やパニックが受け取れ、今後、この対応は自治体が情報が全くない中での避難、誘導をどうするのか、独自の対策をとる必要があるように感じました。

それと、避難道路の問題です。大熊町の住民の要望の中に、避難道路は最低4車線必要とあります。極論になるかもしれませんが、その道路は県道や国道はもとより、高速道にダイレクトにアクセスできる避難道路も必要になろうかと思った次第です。

あと、女川原発の調査結果の中で、今後、検討もしくは教訓として生かしたい点が幾つかありました。まず、衛星携帯電話や無線が連絡手段として非常に役に立ったということ。情報がとれない中、有効な手段だと感じました。また、敷地の高さの設定には、住民への聞き取りを行い、伝承されてきた言い伝えを真摯に受けとめ、評価された津波の高さだけではなく、言い伝えにも注視し、敷地高さを提案したとあります。

こういった地道な、そして謙虚な取り組みがあってこそ被害が大きくならなかった要因の一つだと思っております。今後の取り組みの中にもいろんなところでぜひ生かしてほしいと思った次第です。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

ほかに。

◎桑原委員

先ほど、県の方がちょっと災害対策の見直しということで、前に戻ってしまって申しわけないんですが、要望とご意見を述べさせていただきます。

今、池田さん、言われたように、やはり災害対策の見直しのポイントとしては、実効性のある手段ということで、交通手段というのが一番問題になるのではないかなと思うんです。今、県のこの見直しの中で、バス、鉄道、それから船舶等のあらゆる避難手段を検討して円滑に避難できるように指示をするというふうな文面が載っておりますけれども。やはり、P A Z、即時避難区域の概ね5キロ圏、それからU P Zの避難準備区域の5キロから30キロ圏。やはり、我々は町内でいろんな話もしますと、5キロ圏が避難を始めれば、当然、風評的なものも含めて8キロだろうが10キロだろうがそれを見て、みんな一斉に避難するんじゃないかというようなことが言われているんですね。

そういった場合に、バス、鉄道、船舶等が利用できないとなれば当然、乗用車とかそういうものになるわけですから渋滞、それから本当に5キロ圏の人が避難できないというような状況も、当然、考えられるわけですので、今は大枠ということで会長さんも申し上げましたけども、今度、詳細に、例えば決める中での過程の中で、そういうものは、日ごろから概ねの5キロ圏というのはどこの範囲ですよというようなものをきっちりすべきだと思うし。それから、そういう誰がいつ避難指示をきっちり出すのかということまでを、きっちり決めておかなければならないことではないかなということで、要望、意見としてちょっと申し上げておきます。

福島の問題というか、事故があって、それを大きい教訓として、柏崎刈羽は同じようなことにならないと、私はそういうふうに思っておりますが、先ほど、県の方がお話し

れたように、災害対策というのは、万が一のことも考えてつくっておくんだということから考えれば、そういう実効性のある、やはり日ごろから住民が頭の中に入れておけるようなつくり方をしていただきたいと思います。

◎新野議長

ありがとうございます。

ほかにありますか。

前田さん。

◎前田委員

前田です。

私、先回のやつを正確に覚えていないので、感想をちょっと申し上げたいんですけど。正直言って、特別総合事業計画というのが出て、見て、東京電力はすごい会社なんだなと改めて思ったんです。というのは、原子力の災害の放射性物質が消えるのに最低25年はかかるという話があるんですけども、東京電力さんは順調に行けば5年とか6年とか、10年を待たずに、何とかまあまあ会社としての状況が元に戻るような計画が出ていました。これは、私は正直言って、地元の経済を考えると、東京電力がまだあってくれたほうが地元にはいいと思うので、ちょっと安心したんですけど。逆に、すごい会社なんだなと思いました。

だから、逆に言うと、さっきの高橋さんなんかがおっしゃったように、やはりそういうすごい会社なんだから最善の努力をして被災者の救済にしないと、やっぱりいろんなところから非難されるだろうなというのも、ちょっと感じました。

それから、福島の方の聞き取り調査ですけども、結論的に言うと、一つもうまういかなかったと。今までの、我々が知っていた原子力災害の対応の方法は、すべてだめだったということが結論だろうと思います。

さっき、桑原さんがおっしゃったように、私も友達とこの話を最近していたんです。いろんな事故調とか出てくるんだけど、さっぱりわからんのと、解決策がどこにも書いてないのと。要するに、一般の柏崎市民の受けとめからすると、避難事態の号令が誰がかけるのか、まだ明確にならない。

二つ目、逃げろと言われて、バスを用意してくれるのか、どこへ逃げればいいのか、教えてなんかくれないだろうと。だから、自分の車で逃げると、言われる前にもし隣の人が逃げるのがわかったら、すぐにおれも逃げると。自己判断以外にないんだという話をされましたんで、いいと言えればいいんですけども、それがパニック的に起こったときに、柏崎市民10万人いるわけです。福島の比ではないわけですよ。その人たちが動いたら、先ほどの桑原さんの話ではないですけど、まず道は渋滞するし、多分、1日たっても一歩も動けない状況下になるかなという心配を持っています。ぜひ、何かそれに対して、少しでも逃げられるような方策を県のほうからも市のほうからもとってもらいたいなと思いました。

以上です。

◎高橋（武）委員

高橋です。よろしくお願いします。

私も、桑原さんと前田さんの流れで、ちょっとポイントだけかいつまんでしゃべるん

ですが。県さんの資料の27ページになるんですかね。やはり、皆さんがおっしゃるところは、誰が指示をして避難をするのかというところが、あいまいだったと前田さんも言いましたし、桑原さんも言いました。

この資料を見ながら、結局、市町村長がやるのか、特に3番目のポイントなんですけれど、『市町村長は内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により』とか、非常にあいまい。やはり、この辺がまだまだ、何か書き方的には逃げがいっぱいあって、逆に言うにつくっている以上あいまいに見えてしまうんですよね。

この防災計画の中に、SPEEDIの件とかも全然ないのも、ちょっと残念なんですけど、本当に市町村長ができるのかというのが、まず私の中では、正直できないと思っています。だからこそ、国と県と市町村が連携するのが一番大事であり、そういうことが計画に盛り込むことのほうが大事なんではないのかなと私は感じています。逆に、県さんとかいろいろ国さんとか、市町村いろいろあるんですけど、やっぱり行政の縦割りの感じがして、本当に連携できるのかという、そこが一番の課題ではないのかな。

やはり、県さんはある意味、今、一生懸命、頑張っていてリーダーシップをとって、こういうふうにするのは非常にウェルカムというか、非常に素晴らしいことなんですけど。もっともっと国と連携し、SPEEDIのことも本当に問題なくできるような体制をとることが一番望ましいのではないのかと、今日、感じました。意見です。

◎新野議長

ありがとうございます。

あと、一応、予定時間を若干過ぎましたが、今日は皆さんおとなしくて、よろしいでしょうか。

いいですか。

吉野さん、最後でこのコーナーはよろしいでしょうか。

◎吉野委員

感想、皆さんの意見を聞いて、大変勉強になったんですけども、やっぱり福島の場合は、事故対策、それから避難対策、放射能汚染の対策、被ばく対策、どれをとっても全く不十分な状態だったと思います。これから、解決しなければならない賠償の対策とか、復興対策、それを見ても、膨大な費用がかかって、それにもかかわらず元通りになるというようなことは、もう考えられないような状態でありますので。

やっぱり、そういう病気と同じで、事が起こってからでは、もう取りかえしがつかないということがはっきりしているじゃないかと思います。やっぱり予防が大切だと思うんですけども。本当に、今の日本の国策でやってきた、こういうやり方で予防できるのかという、そこをやっぱり真剣に、私たち委員もそうですけども、県とか国とか市とかそういうところも一たん起こったら、この紙に書いてあるこういうとおりにとはなかなか机上の空論というわけではないんですけども、なかなかいかないのが今の福島を見てもわかるわけですから。

やっぱり、本当に予防できるかどうかを、もっとしっかり県の技術委員会なんかでもありますけども、しっかりそこを議論して、とにかくあってはならないことが起こらないことをどうしたらいいかということ、一番考える必要があると思います。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎佐藤（幸）委員

すみません。ちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、大熊町の11ページなんですけど、配布、服用しなかったようなことが書いてあるんですけど。三春町、小野町とかに避難した40歳以下の住民の一部は服用したということで。前に聞いたこと、40歳以上は言葉はきついかしれませんが、無駄だというようなことを聞いたんですけど。そのことが、説明していただける方がいらっしゃいましたら、ちょっと40歳以上はどういうことで。私もこの年齢になれば特別飲みたいことは、薬事法にありますので、ないんですが、その40歳を境目にしたということを教えていただきたいと思います。

◎新野議長

簡単によろしいです。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

私もちょっと、そこ、詳しくはないんですが、従来、原子力安全委員会さん等の指針で出されたものによりますと、要するに年齢によってそうしたヨウ素の感受性が違うと。やはり、若い人、お子さんのほうが当然、その感受性が高いということで、40歳ぐらいというのは、従来、指針としてあったところなんですけれども。

事故後、今回、安全委員会でもいろいろ見直されている、あるいは医療関係機関の中で見直された中でも、40歳以上も効果は見込めるのではないかというような話も出てきていて、そこは今、国のほうで検討は進められているところかなというところで、ちょっと不正確な話で恐縮ですが、そのようなことかと思っております。

◎新野議長

では、（3）は、これでよろしいでしょうか。

では、ちょっと過ぎていますが、5分ほどトイレタイムをとらせていただいて、東電さんのご説明をいただきます。

（休憩）

◎新野議長

よろしく願いいたします。

◎姉川原子力設備管理部部長（東京電力）

私、本日、本店の原子力設備管理部のほうから参りました、姉川と申します。この会では、初めてご説明をさせていただきますが、どうぞよろしくお願い致します。

今日は、福島原子力事故調査報告書、先月、当社のほうで最終報告書という形でまとめさせていただいたものの内容の、若干、要点に限られてしまいますけれど、そのことを説明させていただきます。

この報告をまとめるに際して、私どもの社内の中で、一応、原子力部門以外のメンバーで構成される、こういう委員会をつくりまして、社内ではありますが、できるだけ中立、公正な、そういう報告書になるようにという配慮をさせていただきました。

それから、社外の委員の先生方7名なんですけど、報告書を適宜編さんの間でご意見をいただいて、特にここに書いてありますように、調査・検証の方法が適切であるか、その他ですね、第三者に対してわかりやすいような説明をしているかと、自分たちの言い

わけになるようなことばかりになっていないのかと、そういうことに対してアドバイスをいただきながらまとめたものです。

一番の目的はここにございますように、今回の事故の事実に基づいて原因を究明し、その中から原子力発電所の安全性の向上に寄与するもの、こういう対策を提案するというのをこの報告書をまとめるための第一の目的にしております。ご存じのように、昨年12月に中間報告書をまとめさせていただいております。今回のものは、それに対して充実、追加を図った形となっております。

これからが内容になりますが、このところについては、今回の地震・津波がどのようなものであったのかということが書いてありますが、ご存じのことばかりですので、このページは若干、省略させていただきます。

津波について改めて確認事項として、この福島第一、それからこれは福島第二のサイトを上から見たものなのですが、第一の1、4号機があるところは、10メートルの高さに設備が置かれています。こちらの福島第一の5、6号、これは13メートルの高さに5号、6号機を置かれています。第二は12メートルの高さのところ原子炉設備が置かれています。

そういうところに来た津波の高さなのですが、福島第一のほうは13メートル、ここに書いてないんですが、福島第二のほうは高いところで9メートル、平均的にも7メートル、来た津波の高さは、近距離ではあるんですが、津波の重なりぐあいで福島第一のほうが大きくて、福島第二のほうが小さくて。第一は高さを超えて、第二は敷地高さを基本的には下回って、そういう状況でした。

これから先の分析なんですが、単に事故のてんまつがどうであったかだけではなくて、事故の備えがどうであったかということも振りかえるために、地震・津波に対する備えがどのようになされていて、それが何ゆえ不十分であったのかというところの分析をする努力をしております。

まず、これ、地震なんですが、平成18年に地震に対しての国の指針が大きく変わりました。各原子力の事業者はそれを踏まえて、いわゆるバックチェックという各サイトの地震に対する体力を確認しなさいという指示を保安院さんから受けております。これをやり始めたところは平成19年、ご存じのとおり、こちらで中越沖の大地震がありまして、これを受けて、この知見も踏まえてもう一回、バックチェックのやり方をやり直さなければいけないと。できるだけ早期にプラントの裕度を見るところということで、平成20年には福島第一の5号機、福島第二の4号機を代表プラントとして、地震に対する体力というものは見させていただきました。

実は、このバックチェックの中で、津波についても最終的には評価しなさいという指示がございまして、もし、このバックチェックの対応を迅速にできていたんだっただらば、福島の今回の津波に対しても、何らかの対策が打てたのではないかというようなご意見がありまして、これがなぜ迅速にできなかったかということの一つの論点になっております。

直接的には、やはり地震の指針が見直されて、それから中越沖の地震もあって、全国の事業者がこの地震に対する評価を一斉に始めたような状態になっておりまして、この評価については非常にできるだけ早くにやるようにと努めたんですが、耐震の評価とい

うのは一つ一つ解析に時間がかかるものですから、福島第一についてもまだ一部について耐震の評価進んでいたようなところで、最終評価に載せるという津波の評価まではたどり着いていませんでした。これは、そういう状況をご説明しております。

津波についてですが、これについては、当社のほうで津波の備えを全くしなかったということと、もう一つあわせて、津波の評価はしていたんだけど、それをあえて無視して、何の対策もとらなかったというような、そういうご批判をいただいていますので、それについての事実関係を整理してあります。

もともと、発電所を建てたときには3.1メートルの高さだったんですけど、大きなポイントは、この2002年に津波の高さの評価の仕方をもう少し最新の技術、知見を盛り込んで、評価し直そうという土木学会で津波の評価についての、最新技術のガイドのようなものができました。

ここの手法をもとに、これも全国の原子力の事業者、一斉に見直したんですが、我々のところは5.7メートル、福島第一は5.7メートルになっています。福島第二は5.2メートル、東海女川さん、今回何とか無事に冷温停止までいっているんですが、大体同じような高さになっているんですが、東海第二の場合は。女川さんの場合は、地震波源に近い関係で、それなりに高い13.5メートル、それぐらいの高さの評価が出ています。

敷地高さが10メートルございましたので、この評価が出てもまだまだ余裕があると。それから、この5.7というふうに評価する手法をどれぐらいの余裕があるかと、我々が考えていたかという話なんです。その評価の手法の中にも、ある程度、保守的に数字を出すための工夫が凝らしてありまして、過去、歴史上あったものの2倍ぐらいの数値は出ているだろうなという感覚を持っておりました。

つまり、ここ3メートルぐらいのものがあるんですけど、その2倍ぐらいの数値が出ていると。さらに、10メートルに対してはまだ余裕があると思っていたので、この段階では一部海水ポンプのかさ上げぐらいの対応になっていました。

その後、地震学会の中でも幾つか議論がございまして、福島沖では、大きな津波のもとになるような波源というものが観測されていないんですが、それは観測されていないだけであって、あると考えなければいけないという意見もございました。

そうなるとうどうなるかと、それから貞観津波、今では有名ですが、貞観津波についても過去そういうことがあったというような報告がございましたので、その検討もしました。

この福島沖にあった場合、貞観津波、大体10メートルぐらいで遡上を考えると、10メートルを超える15メートルぐらいまで来るという評価もあったんですが、これに福島沖の津波波源というものがまだはっきりしませんので、これらを受けて土木学会にこの評価の手法で、このままでいいのかどうかということのを再検討していただくというようお願いをしている一方、津波の対策については、ポンプが津波の波をかぶっても、そのまま動き続けられるような、そういう精密構造の設備をつくれないうような検討を開始しておりました。ただ、それらについても、結果的にはこの11年の3.11には間に合う対策にはなりませんでした。

そのことについて、今申し上げたことが次のページ、地震本部の福島沖、それから貞

観津波のことについて、少し詳しく書いています。これらは全部、今、章ごと追って説明しておりますので、当社のインターネットに出ているホームページの報告書の全文の中には、この章立ての当該箇所に丁寧にそのいきさつが記載されております。

それから、これはまた当社の組織、安全姿勢に対してのご批判として受けておりますのは、海外のいろんな知見に対して、自分たちが勉強してこなかったんじゃないかと。それから、シビアアクシデント対策などもやるのを拒んだんじゃないかと。安全文化がない、そういうこともいただいています。

こここのところは、特に言いわけのために書かせていただいたわけではなくて、もし自分たちにこういう海外の知見を参考にしていないとか、シビアアクシデント対策について後ろ向きであるとか、結果的にはどちらも十分であったとは思っていないんですが。もし、それがなかったとしたら、それを急ぎ構築しなければいけないんですが、事実として幾つかやっているものがあつたのであれば、今度は足りないということになりますので、どういう面が足りなかったのかということをはっきりさせる必要があります。

そういう意味で、どの程度のことをやっていて、どこまでが不十分であったのかということを見るために、事実として何をやっていたのかと。フランス、台湾、インド、こういうところで全電源喪失とか、津波ではないんですが、サイトに水が押し寄せる、そういうような事象が起っています。

これらについて、我々、一応のレビューをした上で、自分たちでできる範囲の対策はしたんですが、これら三つ、いずれとも津波そのものではなかったもので、今回のような建屋の中に大量の水が入ってくるというものを食い止めるという発想まではわきませんでした。

シビアアクシデント対策については、よく言われているんですが、電力会社は後ろ向きであったということがあるんですけど。それについてなんですけど、平成4年以降、国の指示を受けてやったものとして、正規の非常用系以外での水の注水、それから有名になりました格納容器のベント、それから号機間の電源融通、これらについては一定の対策をしておりました。

今回、全く何の役にも立たなかったというような報道もございますけれど、炉心が熔融するのを防ぐことはできなかったんですが、何とか最終的には冷温に持ち込めたのは、消防車のつなぎ込みが外まで引き出してあるという、この代替注水のアクシデントマネジメントをしていたわけで。

それから、ベントについても後に述べますけれど、1号機、3号機についてはベントができました。2号機は結局できませんでした。その結果として、きちんとベントができるとサプレッションプールである程度の放射能が落ちますので、2号機に比べると1号機、3号機は100分の1ぐらいの放射能しか出していません。そういう意味では、2号がうまくこれがいかなかったのは非常に悔しいところではあるんですが、1号機、3号機は、ある程度の対策の効果があつたかなというような気がしております。

それから、この電源融通については、5号機、6号機が何とか無事に生還したのは、6号機の空冷の非常用電源の電気を5号機が分けてもらえたからで、この分けてもらえるような備えも、この電源融通の操作をやっていたからです。ただ、これらについて、あの環境の中で迅速に作業ができなかったということを考えますと、これらの備えにつ

いては十分ではなかったかなというような感想を持っています。

そのほか、安全文化の取り組みについて、これについては平成14年の不祥事を契機に、10年間、頑張ってきたつもりではおりますが、これについてもまだまだというようなことだったのかというのが、結果から自分たちが感じているところでございます。

次の論点ですが、これは今日もお話、多々出ておりましたけれど、地域の方々の通報、連絡が的確にできなかつた。これは、もともと中越沖の反省を踏まえて、ここのオフサイトセンターというところが、地域の情報の集約、それから発信の核になるとして、大熊町にもこれが備えられていたんですが、広域の地震の被災で、ここが停電になって機能停止しております、こちらの状態になっております。福島第一からは、可能な限りの努力でファクス、電話等で地域の方々へのご連絡、また幾つかのところに対しては、社員を派遣してというような対応をさせていただいたんですが、何分、とても十分と言えるような対応にはなっていなかったということが、災害時の対応の反省事項としてまとめられております。

次の論点ですが、これからは事故の技術的な現象面そのもののところに入っていきますけれど、まず、地震によって重要な配管等が切れてしまって、それによって事象の進展が思いのほか早くて、対応が追いつかなかつたのではないかなというようなご意見がございまして。地震については、外部電源の開閉所の装置が破損して、外から電気がとれなくなったり、鉄塔が倒れて外から電気がとれなくなったり、確かに地震の影響はあります。外部電源に対してはございました。

これは、中越沖を受けて、そういう外部電源についても、見直しをしているところでしたけど。先ほど述べましたとおり、福島第一についての耐震強化工事というのはまだ道半ばのところ、外部電源系の補強がまだ中途半端なところで被災しておりますので、残念ながら外部電源を早期に失ってしまうということが起こりました。

これも、悪かったことばかりでないのが1点ございまして、福島第一と第二に電気を送っております新福島変電所というところがあるんですが、中越沖の地震の反省から、地盤の強化、そういうところは始めておりました。その効果があって、新福島の変電所は、あの地震にも一気に全滅になることはありませんでしたので、これも結果的ではありますが、福島第二のほうには電気が送れるような状態が何とか持ちこたえることができて、それが福島第二が生還する一つの大きな要因ではありました。

もう一つ、ここで申し上げたいのは、原子炉設備そのものの安全上、重要な冷却設備、配管類、そういう機器が損傷するとか、破断するとかによって、事態を厳しくするという事は、これはなかつたという結論になっています。

その理由は、地震から津波が来るまでの間は、飛行機で言えばフライトレコーダーのようなデータがとれておまして、その間は異常な減圧でありますとか、異常な水位の低下だとか、そういうものは記録されていません。したがって、地震には持ちこたえたんだろうと。

もう一つは、5号機、6号機が同じサイトの中で同じ状況の地震を受けております。それらを点検した結果では、重要な機器については、ほとんど損傷は見られないということがわかっています。そういうことから、地震への影響は外部電源に対するものに限られたんだということが我々の結論であります。

津波のほうは、それに対して、1、4号に対しては、タービン建屋、この中に浸水していきました。原子炉建屋のほうは、事故直後は限定的だったんですが、このタービン建屋のほうに非常用ディーゼル発電機でありますとか、非常用の機器に電気を送る電源盤、こういうものが置かれていますので、これらが全部機能を失ったと。

それから、もう一つ重要なのは、4号機は点検中でしたが、1号機と2号機については、バッテリーが被水しました。その結果、直流電源も失いました。直流電源を失うというのは、目が見えなくなる。計器類はほとんど直流の電源で動いていますので、目が見えなくなるという状態に1号と2号は陥りました。これは、非常に今から振り返ってみても厳しい状態で、事故の収束を図るには、非常に難しい状態になりました。

1号から3号について、これは運転中で、事故の経緯を見る上では、この3プラントをここでは代表的に、かいつまんで事故の経緯をお話させていただきます。

まず1号機ですが、1号機はこれも皆さん、よく耳にされるかもしれませんが、電気を失ったときにでも冷やす手段というのを各プラントに備えられていて、その装置は1号機はアイソレーション・コンデンサーというものでした。

これが1号機の構成です。ご覧になってわかるように、ほとんどが電気で動く機器です。それらは全部、機能を失っております。このアイソレーション・コンデンサーというのは、電気がなくても動きます。もう一つ、電気がなくても動くのは、高圧注水系なんですけど、この非常用復水器もこの高圧注水系も最初の動かす瞬間、このバルブをあけなければいけないんですが、これも蒸気が来るバルブをあけなければいけないんですが、バルブをあけるために、電気がいります。普通は、これ、直流の電気がいるんですが、このバッテリーまで失ったことによって、これをあけることができませんでした。

特に、3号機はインターロック云々の話があって、そのことにも詳細な報告はさせていただいているんですが、直接的には地震があった後、運転員は、この非常用復水器を使って開閉への操作をして、繰り返して3回ほどやっているんですが、コントロールしながら、これを減圧していくというような工程に入っていました。

津波が来た瞬間、このバルブが閉めた瞬間でしたので、再びあけようと思ったときに電気はないですし、状態すら見えなくなってしまったので、自分があけた状態で停電になったのか、閉めた状態で停電になったのか、確信ももてないような状態になっていました。

唯一これは、そのとき動いていた可能性がある機器ですので、この状態を正しく認識して迅速に対応すれば、何とかあったんじゃないかというご意見も多々いただいています。

もとの2ページ前に戻っていただけますか。18時過ぎにこれが復活したので、一たんこれを開きましたが、しばらく2時間の間は、この状態がわかりませんでした。現場に行って確認をすればいいじゃないかという声もあるんですが。これは丹念に当直の方から意見を聞いたところ、津波の波をかぶりながら、中央操作室にみんな逃げ込んだ直後でございますので、現場に再び戻れるというふうな自信を持つために、2時間程度の時間がかかっております。

17時ぐらいに初めて現場に戻ろうとしたんですが、そうこうしているうちに電池が乾いたのか何かで、一たんこれを動かせるようになったんですが、すぐ再び閉じていま

す。それは、蒸気が止まったということから閉じてしまったんですけど、その理由として、運転員は何らかの理由で空炊き状態に、このアイソレーション・コンデンサーがなっているということに心配して止めました。

結局、9時半ごろ、もうほかになすすべがなくなって、もう1回あけるということになっているんですが、原子炉の炉心を健全に保つためには、冷却は途絶えさせるわけにはいかなくて、この時間、2時間以上、水が注水されない状態が続いていますが、そうになると、原子炉の炉心は、水の上に頭を出してしましまして、炉心の崩壊が始まっているという状態になっています。

1号機が、福島第一の事故を重大なものにした、まず最初のトリガーで、ここの最初の数時間の注水が、早くも津波直後に失われているというところが事態を逆戻りできない、非常に対応を難しくした一番の原因になっております。

それがここに整理してありますが、津波来襲後、すぐに注水を喪失した。ここを対策として何らか、こういう事態に至らないようにするということが、何よりも増して肝になるということが1号機からわかることです。

2枚先に行ってください。これは、そのときの図です。ちょっと細かくなりますので、今日はこの説明は細かくはしませんが、最初のうち、これ、データがありませんよね。これは直流のバッテリーが全部切れているので、ポツポツとあるのは、この辺からデータが出てくるのはみんな免震重要棟から出動して、バッテリーを持ち込んで直接、計器につないで読み取るようにして、ようやく回復して取れたデータがこういうものです。

ここ、回復したときに水位がたまたま、既に炉心は頭を出しているような状態だったんですけど、水位計のほうはそういう状態になりますと狂ってしまいますので、この狂ってしまった水位が炉心より上という表示をしていた。これは誤認していたということもご批判になっていますが、ずっと見えない状態から、ここで見えるようになったときにそういう思い込みが発生してしまったのも、今後、対策を考える上では、注意しなければいけないポイントだと思っています。

2号と3号は、順番は3号が次に厳しい事態になって、2号が次に厳しくなったんですが、どちらもしばらくの間、冷やすことができます。

2枚先に行ってください。2号も3号も構成は同じです。先ほど、1号機には、ここにアイソレーション・コンデンサーがあったんですが、ここのところにR C I Cという言葉がよく最近は出てくるんですが、これ、どういう設備かというと、原子炉からの蒸気でタービンを回して自分自身に水をくべるという、要するに電気がなくなって、いろんな備えが動かないときに、最後の手段として自分自身で自分を冷やすという装置がついていて、2号、3号はこれが動きました。これが動いて、2号機については約3日間、3号機についてはこの一つ上にある、こちらの高圧注水系も動きましたので、それは動いた理由は3号機はバッテリーが生き残ったからなんです。そちらのほうは、1日半ぐらいの間、これらにおいて注水ができています。1日半から3日ぐらい注水ができていますから、その間、何とかできなかったのかというのが皆さんから問われていることです。

一つ戻していただいて。こうやってここがR C I C、隔離時冷却系で、水を注入し続けていたんですが、特に2号は3日ぐらい間がありました。1号で炉心損傷を防げない

で、3号でも防げないで、2号こそはということで消防車も用意して減圧をして、消防車に切りかえるという準備をしていたんですが、3号機の爆発がこの前に起こっておりまして。そのために用意している消防車、それらが全部そのホースが切れたり、それから減圧のためにセットしていたものが損傷したりしましたので、振り出し戻りの対応を余儀なくされて。そうこうしているうちに水位が下がり始めて、低圧の注水のフェーズに移れなかったというのが原因となっています。3号機についても、基本的には同じような状態です。

3号機、お手元の資料ではありますが、基本的には2号機と同じような展開で行っています。3号について一言だけ。ここの高圧注水系を当直が手動で止めてしまったのが早計であったのではないかということなんですが、この止めた時点では実質、高圧注水系からの水の入りはない状態でした。

それから、減圧の準備も十分減圧できると思っていたんですね。それは、先ほど申し上げたとおり3号機にはバッテリーが生き残っていて、中央操作室の減圧操作のランプもついていましたので、減圧できると思っていたんですが。自分自身、このH P C I、高圧注水系やR C I C、こういう機能を回すために電池が消耗しておりまして、中操のランプはつく程度だったんですが、減圧弁を動かすほどの力がバッテリーに残っていませんでした。慌ててバッテリーをサイト内から集めて持ち込んで、最終的には減圧して消防車で注水するようになったんですが、その間、手間取ったことによって、結局、3号機も炉心損傷してしまったという状態になっております。

この構成は、先ほどの2号機と同じです。

次は、最終的にどれぐらいの放射能を外に出してしまったのかということ、事故の減少を追いかけることと、それから敷地の中でモニタリングをしておりましたので、それらの結果とつき合わせて、私たちなりに評価してみました。

希ガスで、ここ、見なれない数字で恐縮ですが、ペタベクレル、10の15乗というのがペタです。希ガスで500、ヨウ素131で500、それからセシウム134と137で、それぞれ10ペタベクレル、それぐらいの数値になっております。

これ、どれぐらいなのかといいますと、このセシウムで言えば、もともと炉内にあったものの5%程度のものが出ていることに相当しています。

もう一つ、海水のほうに建屋から漏れ出てしまったものがありまして、特に4月ごろにタービン建屋で滞留している水が漏れました。ここの効果が多いんですが、それをどれぐらいだったかという見積もりをさせていただいて、ここにありますように、3から4ペタベクレル、それぐらいのものが海水に出ています。

これが福島第一の事故で、気体、液体として外に出したもので、特に3月中、事故の直後2週間、その間に出たものがほとんど大半で、それだけその期間が多かったということなんですが、その後のものについては、オーダーがぐっと下がっておりまして、3月中のものに比べると、支配的でないという結果になっております。

総括させていただきまして、事故から見た課題がどうであったかと。これは対策もこれの裏返しで引き出せるんですが、特に1号機がすぐに注水を失ってしまったと。どんなに運転員が操作しても、サイトのスタッフが操作しても、それなりに人が操作する以上は時間が数時間はかかります。その間、確実に注水が途絶えないようにしなければい

けません。

今回で言えば、アイソレーション・コンデンサー、R C I C、これが途絶えないようにしなければいけない。これが第一のことであって、1号機はそれができなかった。2号、3号はできたんだけど。2号、3号は、じゃあ、何が悪かったかと。それはできている間に、低圧にするための減圧をきちんとできなかった。それから、減圧した後に、消防車やその他の手段で注水するという準備が短時間ではできなかった。

これは、もちろん我々やろうと努力をしたんですが、津波で周辺環境が厳しいということもあって、なかなか消防車をそろえて現場にしつらえるということ、その一場もかなり難しかったです。特にそれこそ事前の準備が不十分で、台数もそれから道のがれきを押しのける道具もありませんでしたので、なかなか時間を要しております。でも、この2番、3番も非常に重要なところで、直後に注水を維持している間に必ず何らかの手段で減圧して低圧の注水まで移動すると。その後は、福島第二がやったように、海水冷却、これぐらいになってくると、3日、4日の時間が稼げるようになりますので、復旧もできて、最終的に無事に冷温停止できるというふうになるんですが。

それから5番、これは時系列的なものではないんですけど、先ほどの放射能、これぐらい出ましたということをお願いしましたが、あれは2号機から出たものが非常に支配的です。1号機、3号機からでないというのは、モニタリングと事故のイベントをつき合わせると、そういうことが見て取れるんですけど。

なぜ、2号機が放射能の放出が多かったかという、格納容器のベントというのは、大なり小なり外に出してしまうんですが、基本的にはサプレッションプールをくくらせて、外に出すことにしています。1号機、3号機は、それができているんですが、2号機はできない状態で、ベントに手間取って最終的にできていないです。

そうすると、どこから蒸気が逃げたかという、格納容器のフランジのシールの部分、そういう部分が劣化してしまっていて、そこから蒸気が逃げて行ってダイレクトに外に出ていってしまっている。だから、確実にベントをして、これ、軽々にすべきことではないんですけど、非常の事態のときには確実にベントをして、そしてそれも放射能が取れるような手段をもってして、減圧してやって。バイパスして蒸気がそのまま外に出ていくようなことは何としても避けるというのが5番目の課題です。

6番目は、直流の電池を失ってしまったところが非常にいろんなものが判断する上で苦しかったですので、そのことについて直流のバッテリーについては、多様な手段でこれを生き残らせるような対策が必要だと思っています。

それから、こういう自分たちには事故の想定が甘かったという反省があって、これはソフト面での、先ほどのハード面での対策だとすると、ソフト面での反省事項なんです。これをどうして自分たちは敷地の高さだけで安心し切ってしまったのかと、この甘さを解消するための安全の考え方の再構築が必要だと思っています。

今日、ご議論たくさんあったところですが、事故時の対応については、迅速、的確に情報共有して適切な避難ができるようにということを皆さんと一緒に準備をしていかせていただかないといけないと思っています。その他、ここに書いてあるようなソフト面の対策も重要なものとして浮かび上がっています。

ちょっと時間が押しておりますので、ここは一つ一つ申し上げますが、先ほどの1

0番の裏返しを書かせていただいています。それぞれのハード対策、ソフト対策、特に自分たちの一番甘かったところは、1号機については何としてでも冷却手段を失わないようにしなければいけなかったと。2号、3号については、しばらく時間があつたわけですから、その間に的確な作業ができるような事前の準備をしておくべきだと。そういうことを事前の準備がなかった要因の根本原因は、この津波の高さの想定をした段階で余裕があるというふうに思い込んでしまって、さらに深層防護を働かした重厚な備えまでできていなかったというのが、一番の反省点であると思っています。

それらを踏まえて、今、ハード面では防潮堤、止水工事、これは津波に限られることではありますけれど、水が原子炉の重要な設備に入らないようにというのを何重にも備えようとしております。

それから4番目のことは、その原因を問いません。想定外のことが起こって、本来ある設備が機能を失うというような場合にも、サイト内に考えられる備えをしておいて、それらを出動させて冷却、電源の復旧、それから熱を逃がすための作業を円滑にやるための準備をしようというのが4番です。

ソフト面は、これでというものが形にはしにくいんですけど、一番重要なのは、自分たちが想定し切れなかったものに対して、どのような対策をするのかという安全の考え方を改めなければいけないと思っています。

ここは、その総括です。同じようなことが繰り返し書かれておりますけれど、自分たち自身、安全対応について再構築していこうということが最後の章に書かれています。

これ以降のものは、ちょっとその他ということなんで、今日はお話しませんが、報告書の中には、ベントが何ゆえ遅かったのか、海水注入をためらったのではないか、設備を大事と思うあまりに注入をためらったのではないか。それから、非常用復水器への動作が的確でなかったのは、訓練、勉強が足りなかったのではないかと、そういうことが外から指摘をいただいておりますので、それについての事実関係、自分たちが確認したことについて、整理させていただいています。次のページ、これは、3号機の高圧注水系を停止したという行為が妥当だったか、どうだったかと、それについての解説です。

これは、通報連絡についてのことで、これについても、どうして自分たちはどこまでやれたんだけど、どこまでやれなかったのかということが整理して書かせていただいております。

これが一番、今日の最後のものなんですけど、撤退の問題で、これは事故の収束云々にはあまり影響はなかったと思っているんですが。東京電力が14日の深夜、15日未明にかけて、全員撤退するのではないかとというふうな報道が多々されておりますので、それに関しては、丁寧に事実関係を書かせていただいております。

これも言いわけであるというようなご批判も浴びるかもしれませんが、この点だけに関しては、福島第一で懸命な努力で事故収束にかかわった人間の名誉もかかっておりますので。我々にそのような全員撤退の意図はなかったことと、彼ら自身は何かしてこの事故を収束させようという、文字どおり命がけの対応をさせていただいたという事実だけは、ここに書かせていただいております。割とこれはそのときのてんまつが詳細に記述されております。

以上、ちょっと駆け足になりましたが、報告書の内容です。一つ一つの説明が足りな

かったことは、非常に申しわけないんですが、何せ事故全体が非常に大きな事故だったので、報告書もご覧になってわかりますが、添付を入れると1,000ページを超すような内容になっております。ご興味、ご関心があるところだけでも、今日の説明は章立てどおりになっておりますので、関係の章を見ていただければ包み隠さず詳細に報告させていただきますので。何とか、お時間の許す限りご一読くださればというふうに願っておりますので。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございました。

スタートが少し遅れていましたので、ずっとお待ちいただいて、最後の報告となりました。ありがとうございました。

予定時間なんですけど、1、2、もしご意見があれば。

◎武本（和）委員

一つだけ、次回にというか、今日も新聞に出ていることですが、この全体の信頼できるかどうかにかかわる問題ですから、39ページ、ちょっと見てくれますか。39ページの下から二つ目の赤四角の中に、浪江についての連絡のことが書いてあります。浪江の町長、こんな事実は一切ないと、こういうふうに言って、昨日ですか、新しい会長と社長が説明に行った際に、何で質問したのに持ってこないんだと。

そして、夕方、何か持っていったら、まだこんなことを言っていてということで、1週間後にこの事実関係を報告するそうです。これがもし、ここに書いてあることが間違いであったならば、この全体の信頼性にかかわる問題です。これは浪江にかかわらず、大熊町の国会事故調に対する役場関係者のヒアリングの発言等も、皆さんの報告ともものすごく相違している。そういうふうに私は見えています。

ついては、こういうことに関して、もしここがうそというか、役場や被害者の言っていることが事実であるならば、東京電力のこの資料全部の信頼性にかかわると思いますので。そこらは配慮して、ここではまだ社長が、多分、昨日でしょう。1週間、時間くださいみたいなこと言って帰ったというふうに新聞には出ていますので、ここらの事実関係はきちっとしてください。

そして、あわせて、これは先回、私は4月21、2日だったと思いますが、そういうヒアリングの中で、東京電力の社宅の関係者が、これは大熊だとか、双葉とか、富岡、楢葉に社宅はあるんだろうと思いますが、それも教えてもらえませんでしたけども。そういう人たちが一般住民の避難箇所に誰もいなかったと。原発関係者といいますか、東電の社宅の人はさっさと逃げたと。それを裏づけるように、翌日、この地域、大勢来ているわけですよ。こういう事実をもって、東京電力を信用できないという人がいっぱいいるんですね、少なくとも、私の周りには。

そういうことから、ここに書いてあることが本当なのかどうか。もし間違いがあれば、全体の信頼にかかわりますので、そこらについては丁寧に次回、説明してください。特に、東京電力関係者だけがさっさと逃げて、一般町民は置き去りにされた、こういう事実はものすごく深刻ですから。一体、本当に皆さんというのは、何様なんだという思いがありまして、地域の多くの人が東京電力に対する不信感を持っていますので、この件、

そうになっているのかというのを、次回、答えてください。

今日は、問題意識は伝わっていると思いますし、先回も議論したことで、伝聞だからそんなことは事実と違うみたいなことを先回、言われましたが、一般者の避難箇所にも誰もいなかったというのは、どうも事実のようですから、その件、答えてください。次回でいいです。

以上です。

◎姉川原子力設備管理部部長（東京電力）

次回、詳細にお答えさせていただきます。ただ、避難については、この報告書の中に現場の声というふうにして、実際、対応した所員の生の声が幾つか記載されております。彼ら、彼女たちは、自分の家族の安否、津波が来ておりますので、自分の家族の安否も確認できないような状態で作業を続けた人間がほとんどです。

自分の家族に連絡をつけられないような状態で、家族だけが先に逃げるというのは、普通はちょっと考えられないことで、それについては次回……。

◎武本（和）委員

そういうことも含めて事実を聞かせてくれと言っているんです。当日の11日の19時段階で、原発の社宅の人はさっさと逃げて、一般の人は、翌朝まで何にも連絡が来なかったということになっていますから。それと、あなたが今、言ったことは、まるっきり違うから。

◎姉川原子力設備管理部部長（東京電力）

そうですね。

◎武本（和）委員

そこは事実、どうだったんだかと。東電の人が翌朝までみんな社宅にいたんだっただけですよ。そういうことが質問の主旨ですから。

◎姉川原子力設備管理部部長（東京電力）

承知しました。では、それは次回にお答えさせていただきます。

◎新野議長

はい、お二人でよろしいですか。

中沢さん、高桑さん。

◎中沢委員

時間が押しているんで、手短に言いますけども。一つは、復水器のことなんですけど、この操作のマスコミの発表だと、やっぱり運転員がやはり知識不足で、弁が閉まっているのがあいているというふうに勘違いしたというような報道なんですけど、それは本当なのかどうか。

それから、隔離弁の操作をするしないにかかわらず、炉心損傷にいたったというようなことが書いてありますけども、もし早く弁をあけた場合、5時間も6時間も損傷を遅らすことができた、炉心のね。そういうようなことがマスコミでは言われているんですけど、それが本当に正しいのかどうか、そこら辺を聞きたいと思います。

◎高桑委員

高桑です。すみません、たびたび。私も質問です。

津波のことを、想定を超える津波に対する備えは不十分であったと、想定を超える

いうふうにおっしゃっています。実は6月、私、いつも新聞で、また何か否定されそうですけれども。2012年6月13日、朝日新聞に東京電力が06年に大津波を想定していたと。対策をとらず、事故を防げなかったという、内部資料でわかったという、この記事があるんですけれども。そういう内部資料はあるのか、ないのか。あるとすれば、このとおりなのかどうか、そのことについて、次、答えていただきたいと思います。

保安院の、私に対する質問に対してのことも、もう一つだけ言わせていただいてもいいでしょうか。保安院の説明のところで、回答をいただいた、そのときにちょっと言えませんでした。後で言えばいいと思って言えなかったのが、ちょっと言いたいと思います。

専門家の意見をすべて取り入れて、厳しめに評価したらとんでもないことになるという発言のことについて、回答に関してです。

私は、この質問を出した段階で、こういう回答が来るだろうということは、多分、予測できていました。ただ、こういうふうに書かれてみると、とんでもないことになるとは言っていないと、連動についてはいろいろな専門家の意見を聞いていると、そういう言い方だったと言っていますけれども、もしそうだとするとすれば、この委員会でF-B断層を対象外とするということ、結論を出したときの報道ですから、その結論と小林さんが実はそんなことは言っていないと、専門家の意見は聞いているという言い方だったというのは、どうもつじつまが合わない。私はやはり新聞に出されたことが、実は本当の発言ではないのかなと、これは感想ですけど思っています。

ついこの間、昨日ですか、大飯の再開の問題でも、この小林さんがまたテレビ画面や何かに出ていらっしゃるけれども、その対応も含めて考えてみますと、住民がここに住んでいる者たちのものが全然彼、あるいは保安院の視野に入っていないのではないかと。非常にそういうことを残念に思いました。

そういう私たちのような者の心配や考えが視野に入っていない人たちに、私たちの安全が任されているということに、非常に残念だという感想を持ちました。感想だけです。

◎新野議長

じゃあ、これでよろしいでしょうか。

◎高橋（優）委員

この最終事故調査報告書というのは、非常に私は重要なものだと考えています。この30ページの事故原因、これは早い段階で冷却手段を失ってしまった。つまり、想定を超える津波に対する備えが不十分であったと、やっぱりここへ来たのかと。国民が求めているのは、地震の発電所に対する影響と津波の影響なんです。津波の影響に対しては、情状的に長々と述べられましたけれども、地震の発電所の影響はたった10行ですよ。またしても、地震のことに対しては黙して語らずかというふうに私は感じました。結局、社内事故調査の限界を見た気がいたします。

◎新野議長

ありがとうございます。

これは、次から次へとまだ二つでしょうか。大きな評価が入りますので、次回も引き続き同じような内容で、見方の違うところからの報告を受けることになると思いますので、冷静に多くの意見をということですので、よろしく願いいたします。

では、今日はちょっと時間オーバーですが、ここで閉じさせていただきます。その

他で、事務局からの連絡がありますので、お願いいたします。

◎事務局

それでは、福島研修視察につきまして、説明をさせていただきます。

7月18日、視察場所が決定になりましたので、委員の皆様とオブザーバーの皆様に案内をさしあげてあります。出欠一覧表、並びにアンケートに集計票の資料も配付させていただきました。

視察場所、行程等につきましては、資料に記載のとおりであります。持参いただきたい資料、謝金等の取り扱いがありますので、後ほど、裏面のほうになりますけれども、2ページ目になります。連絡事項、特に6、連絡事項というところを注目していただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、午前6時半、広報センター出発になりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

◎新野議長

日にちですけど、その直前が非常に事務局さん、別件のお仕事でタイトなスケジュールが入っているんだそうですので、万が一欠席の方で、参加できる見込みがある方がまだいらっしゃいましたら、今週中なら何とかしていただけたらと思いますし、欠席の方もそういうことですので、いろいろ絡みが出てきますので、お早目にご連絡をお願いしたいと思います。

今日、いろいろ市の方のご報告もありましたけど、防災もそうですが、21日までのパブコメがありますけど、18日がちょうど研修日ですので、そこでもまたいろんな、バスの中で議論もできますし、大熊と富岡の方への失礼がないように重々事前の勉強をして、現地に赴きたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎事務局

長時間にわたりありがとうございました。

次回の定例会は、8月1日、水曜日になります。午後6時半から開催いたします。

運営委員の皆様方につきましては、7月11日、水曜日になりますが、午後6時半から運営委員会を開催しますので、お集まり願います。

以上で、第109回定例会を終了いたします。大変、お疲れさまでございました。